

杉並区減税自治体構想研究会  
報告書(案)

平成20年11月



杉並区



## 減税自治体構想研究会報告案 < 目次 >

### 第1章 減税自治体構想の意義

- 1. 現行地方財政制度の問題点 ----- P 1
- 2. 減税自治体構想の意義 ----- P 2

### 第2章 将来の財政計画に基づく積立と減税の継続可能性

- 1. はじめに ----- P 5
- 2. 杉並区財政収支モデル ----- P 6
  - 2.2 歳出ブロック ----- P 7
  - 2.3 歳入ブロック ----- P 9
  - 2.4 財政調整交付金などのその他の変数 ----- P10
- 3. 杉並区財政収支モデルによる予測 ----- P14
- 4. 杉並区財政収支モデルによる減税シミュレーション ----- P17
- 5. まとめ ----- P20
- 補論1. 杉並区財政の過去30年の実績と将来予測(基準ケース)との比較 ----- P21
- 補論2. 世代別の受益と負担 ----- P22

### 第3章 構想の実現に向けて

- 1. 行財政改革と財政規律の保持を車の両輪に ----- P24
- 2. 積立・運用の仕組みづくり ----- P24
- 3. 区債発行の考え方 ----- P25
- 4. 区民の理解に向けて ----- P25

#### < 巻末資料 >

- 1. 減税自治体構想に対する疑問や意見と研究会の考え方(Q&A) ----- P29
- 2. 杉並区財政収支モデル ----- P32
- 3. 杉並区の財政状況の推移 ----- P37
- 4. 杉並区の行財政改革の主な取組と成果 ----- P39
- 5. 杉並区減税自治体構想研究会設置要綱 ----- P41
- 6. 杉並区減税自治体構想研究会委員名簿 ----- P42
- 7. 研究会開催経過 ----- P43
- 8. 関連法令 ----- P45



## 第1章 減税自治体構想の意義

### 1. 現行地方財政制度の問題点

一般に、財政に期待される役割は、公共財の供給、所得の再分配、そして好不況の波を抑制する経済安定の三つとされている。地方団体はこのうち公共財の供給が最も重要な役割である。公共財とは、不特定多数の社会の構成員に広く便益が及ぶものであるが、代金を払って市場で取引されるわけではないために民間の経済活動だけでは供給が行われない財・サービスのことである。ただし、不特定多数とは言っても、その便益や効果の及ぶ範囲には自ずと限界があり、多くの公共財が地方団体によって地域公共財として供給されている。また近年、地方団体は社会福祉への需要の高まりから、所得再分配とも関わる地域福祉の分野でも大きな役割を果たすようになってきている。

1990年代から、「地方分権」や「地方の自立」が大きなテーマとして議論されるようになり、2000年の地方分権一括法の施行によって国から地方に対する委任事務の廃止など一定の分権化が進んだ。しかし、地方の財政運営は分権や自立とは遠いものになっている。

その要因は、財政運営に関する地方団体の自由度が低いことである。よく言われるように、日本では国と地方の歳出の比率が4対6であるのに対して税収は6対4で逆転している。この点から地方税の割合を高めることが主張されるのであるが、先進国の中で税収のうち40%を地方が占めている国はなく、この比率は国際的に見て高い水準である。それにも関わらず財政的な分権が実現していないとされるのは、もともと地方を通じた支出の割合が大きいことと、その多くの支出に関して国からの関与を受けているからである。

今日の地方財政の運営においては、税負担が高い(低い)ために行政サービスの水準が高い(低い)という形での受益と負担の関係が不明確になっている。唯一多くの税収があることで行政サービスの質や量が高められるのは、各団体の国が標準的と定める行政に必要な額を超える税収がある場合である。

この状況は、1990年頃のバブル期に、特に大都市圏の地方団体で多く見られたことである。当時は1980年代後半からの内需拡大策が続けられていたこともあり、急激な税収増が支出の拡大をもたらした。そしてその背景には、単年度

での財政運営が前提となっていることと、財政収入には多くの国からの補助金が含まれているために標準的な行政サービスの提供に必要な額を上回る地方税収があったとしても、基金のような形で積み立てることが歓迎されなかったことがある。また歳入に関しては、標準税率以下の税率を適用することによる減税を独自に行えば、地方債発行への制限が課されるといった事情もあった。

以上のような点から、バブル期に拡大した地方税は、何らかの形での歳出増に結びつくケースが多く見られた。そして、その歳出増の影響は必ずしも単年度だけにとどまらなかった。いわゆる箱物建設への充当はその裏側に地方債の発行を伴うものであり、バブル崩壊後の財政運営において深刻な障害になった。

## 2. 減税自治体構想の意義

杉並区の「減税自治体構想」は、『毎年一定額の財源を積み立てて、財政のダムをつくり、必要に応じてその果実を活かしつつ、将来はその利子で区民税の減税を実現する』というものである。

この「減税自治体構想」の第一の意義は、これまでのような単年度主義の「使い切り予算」への挑戦であり、抵抗である。杉並区はこれまでの行革への取り組みによって効率的な財政運営に努め、区債の大幅な削減を図るとともに、新たな行政需要にも対応してきた。税収に余裕があるからと言って、再び税収に合わせた支出の拡大に向かつてはバブル期の繰り返しになる。国や地方自治体の財政運営において、赤字が発生するときには「量入制出」（入るを量りて出るを制す）が主張されるが、これまでの自治体運営では、税や交付税を含めて歳入に合わせて支出を拡大するという意味で「量入制出」が繰り返されてきた。

世界的に例を見ない高齢化が進む中で、歳入を背景にして行政サービスや公共施設として必要なものを問えばいくらでも要求は拡大する。効率的な行財政運営のもとに必要な水準の福祉を確保しながら、必要以上の財源は現時点での支出に回さない選択を行おうとするのが「減税自治体構想」の基本である。

「では必要な支出以上の財源をどのように活用するか」が次の課題となる。「量入制出」の原則に従えば、現時点での減税が求められる。これについて、「減税自治体構想」では、将来の減税に備えた積み立ての実現を検討した。

単年度の減税では、ややもすると「可能であれば」の範囲にとどまってしま

うのに対して、将来の減税に備えて毎年一定額を積み立てていくという財政運営は、財政規律の持続的な確保につながる。同時に、「財政のダム」を築くことで強固な財政基盤が確立し、中長期的に安定的な財政運営が可能になる。

「減税自治体構想」の第二の意義は、自治体の政策に関する世代を超えた意思決定の実現である。一般に、地方の行政サービスの中で世代を通じた意思決定がなされるのは受益が年度を超えて発生する施設整備に関することからである。施設整備については、その施設からの受益が長期間に渡るため、建設時の納税者だけではなく、将来世代にも債務の利払いと償還という形で負担を求めることが正当化される。

このような施設整備に関する意思決定を行うのは、建設時の世代であって、将来世代は前世代の決定にしたがって負担をしていくことになる。基本的な都市生活にとって必要不可欠な社会資本整備に関しては、建設時に意思決定をしたとしても同じ結果になるが、今日のように、一定の社会資本整備が完了し、多様な施設設備を追求する段階になれば、基金を活用することで意思決定とそこから得られる受益を将来世代へとシフトすることができる。

また、地方団体の施設整備とその後の更新のための投資は、地方債の発行によって行われるのが一般的である。このうち少なくとも現在の世代が利用したことによって生じる減耗分の更新のための費用については、次世代にそのための資金を残すことも考慮すべきである。

そして第三の意義は、減税を目指して積み立てる資金の弾力的な運用によって災害等のリスクにも備えることができることである。積立金が一定程度の規模に達すれば、その弾力的な活用によって、上記のような投資的経費への対応に加えて、住民に被害が及ぶ災害時の対応など政策オプションの拡大につながることもできる。今後、中長期的には人口減やそれにとまなう財政的な厳しさが予想される中で、将来世代に正の遺産を残す選択を可能にすることが「減税自治体構想」の一つの側面である。

さらに、この構想の実現に向けて動き始めれば、現役世代が毎年一定額を積み立てて将来世代に「正の遺産」を残すことによる世代を超えた区民の連帯感の醸成による愛郷心や自治意識の高揚、「将来は杉並区に住みたい」という人が増えることによる杉並区のブランド力の強化、自治体としての信用力の向上

といった、さまざまな効果が期待される。

「減税自治体構想」は、このような杉並区の一自治体としての運営や市民意識に関することがらだけではなく、地方分権あるいは地域主権を目指す社会づくりに向けた動きに対して一石を投じるものとなる。現行の地方税財政制度のもとでは、地方の歳出のうち大半は何らかのかたちで国の施策や補助金と関連している。そのため、自治体が行政の効率化や歳出削減に向けた取り組みをするのは、国の台所事情によるケースか、地方の財政指標の悪化への対応ということが多い。そのため、通常の財政運営における経費を節減してまで財政的な余裕を生み出そうとしたり新たな施策を展開しようとするインセンティブが働かないのが現状である。そしてそれが冒頭で述べた「使い切り予算」を招いている。

分権社会を実りあるものにするためには、自治体が常に効率的な運営に向けた経営努力を進めれば、何らかのかたちで現在もしくは将来の地域住民にプラスとなって跳ね返ってくる仕組みを実現することが是非とも必要である。杉並区による「減税自治体構想」がその先駆けとなることに大きな期待を寄せるものである。



## 第2章 将来の財政計画に基づく積立と減税の継続可能性

### 1. はじめに

杉並区が減税自治体構想を検討するには、その実現可能性を定量的に把握しておく必要がある。基本的に、減税自治体構想は、将来の積立金を原資にして、その財源から区民税を減税することを手段とする。そのため、将来において、(1)杉並区は積立金を積み立てることが可能かどうか、(2)減税ができるならばどの程度可能なのか、(3)減税ができるならばその時期はいつか、といった諸点を明らかにすることが求められる。

とはいえ、地方自治体の財政収支の将来予測は容易ではなく、また、確実に予測が的中するようなことは希である。しかしながら、過去と現在の情報をできるだけ収集し、現時点の行政水準を維持した場合、将来的にどのような財政収支がもたらされるのかを常にチェックしておくことは、地方自治体にとって有益である。

将来の見通しを無視し、もしくは将来を見通すことを行わずに、健全とは言えない政策を行うことで、財政状態が悪化した地方自治体は数多くある。杉並区はもちろん、すべての地方自治体にとって、将来の財政収支を可能な限り予測しておくことが、持続可能かつ健全な地方自治体として有り続けるひとつの条件といえる。

本章では、杉並区の財政収支の予測モデルを提示し、将来の財政計画にもとづく積立継続の可能性について検討する。財政収支モデルには、いくつかのバリエーションがあるが、本章のモデルはいわゆるマクロ計量モデルの地方自治体バージョンである。すなわち、人口変動やマクロ経済の動向が、杉並区の財政収支に与える影響を考慮しつつ、過去から現在に至る杉並区の政策を反映しながら、将来の財政収支を予測することになる。

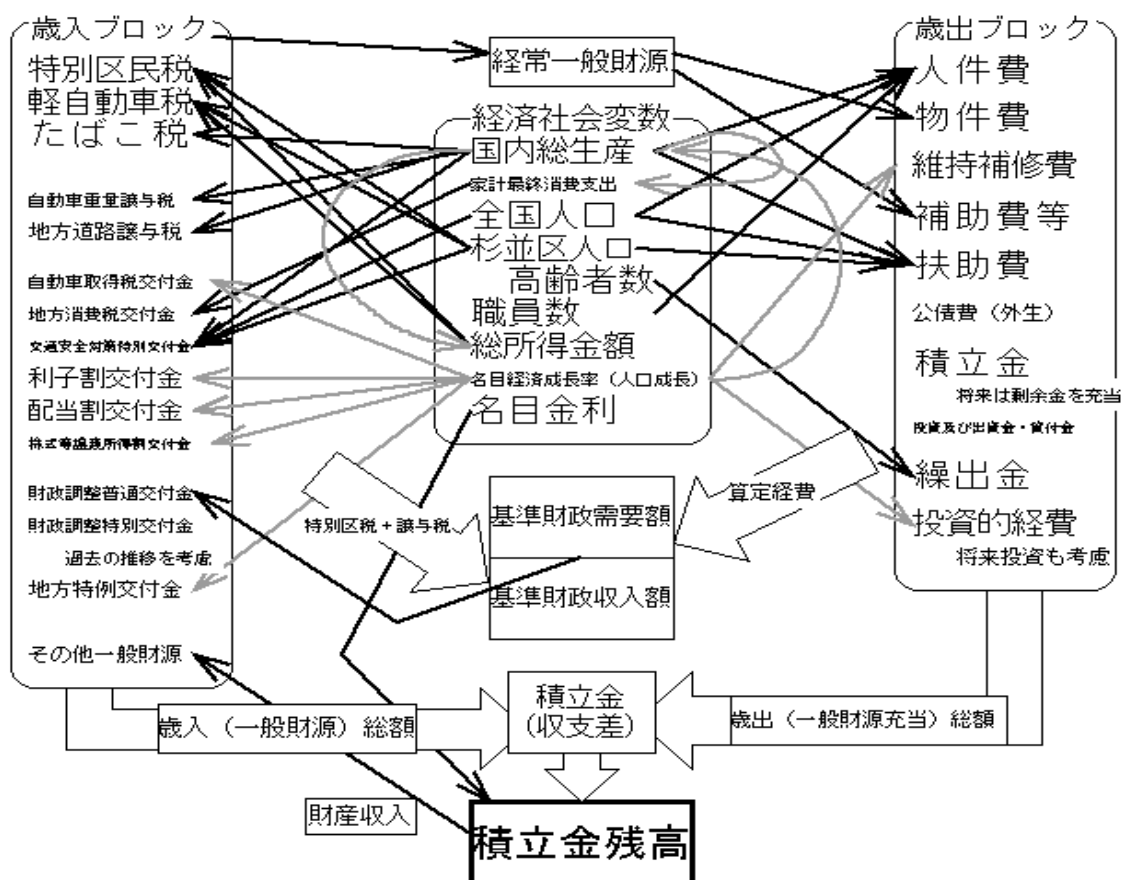
財政収支モデルは多目的に活用できるが、本章での検討事項は、減税自治体構想の実現可能性である。財政収支モデルにもとづく数量的な基礎があることで、市民や議会の議論が具体的になり、市民による地方自治体のガバナンスが強化される。そのようなポジティブな意味で、財政収支モデルを有効に利用し、減税自治体構想に対する市民意識が醸成されることを期待したい。

本章の構成は次の通りである。2 節では杉並区財政収支モデルの概要について述べる。3 節では財政収支モデルによる予測の結果を示す。4 節では財政収支モデルによる減税シミュレーションを行い、減税自治体構想の実現可能性について検討する。5 節では、本章で得られた分析結果をまとめる。最後の補論では、過去の実績と将来予測の比較と、世代別の受益と負担に関する考察を補足する。

## 2. 杉並区財政収支モデルの概要

本節では、平成 20 年（2008 年）1 月の第 2 回杉並区減税自治体構想委員会にて示された杉並区財政収支モデルの概要について解説する。ただし、追加的にデータが入手できた部分については、モデルを更新している。図 1 には、杉並区財政収支モデルの概念図が掲げられている。この図において、矢印はある変数からある変数への影響の方向性を示している。また、巻末資料 2 において、モデルで利用した変数名リストとデータ利用期間の一覧及びデータの出处を示している。

図 1 杉並区財政収支モデルの概念図



## 2. 1. 財政収支モデルの全体像

杉並区財政収支モデルは大きくわけて、歳出ブロックと歳入ブロックの2つのブロックから構成される。歳出ブロックでは、杉並区の歳出項目を推計する。歳入ブロックでは、杉並区の歳入項目を推計する。基本的には、歳入ブロックによって得られる歳入総額（一般財源）から、歳出ブロックから得られる歳出総額（一般財源充当額）を差し引いた収支差が、積立金の財源となると想定する。

フローである積立金（収支差）を、ストックである前期末の積立金残高に加えれば、ストックの今期末の積立金残高が得られる。地方債残高があるならば、それを差し引くことで、純粋な意味での積立金残高を得ることができる。本章における杉並区財政収支モデルの主な目的は、以上のような手続きを経て、将来の積立金残高の推移を定量的に把握することにある。

なお、歳出と歳入のブロックに対して、影響を与えるのが経済社会変数である。経済社会変数は、歳入項目と歳出項目の内容を吟味し、それらの項目に影響を与えると考えられ、実際のデータとして利用可能な変数を選択した。たとえば、人口や金利の要因は、歳出にも歳入にも大きな影響を与えられる。

ところで、歳入ブロックで推計するのは一般財源であり、国庫支出金などの特定財源については推計の対象としない。また、歳出ブロックにおいても、推計対象は一般財源充当額とし、特定財源は含まない。そのため、推計は一般財源をベースにして行われる。

この理由は、一般財源ベースに限定した歳出と歳入の推計でも、収支差である積立金を推計することができるからである。国庫支出金などの特定財源は歳入の一部ではあるが、これらは直ちに歳出の一部も構成する。したがって、特定財源においては、歳出と歳入は一体であり、特定財源の部分を推計しなくても、一般財源のレベルで推計することで、積立金を構成する収支差を求めるのには十分となる。

さらに、財政収支モデルの対象は普通会計とする。杉並区には、国民健康保険事業会計、老人保健医療会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計といった事業会計があり、普通会計は事業会計に対して、繰出金を支出してい

る。正確には、これらの事業会計の収支についても、推計を行う必要がある。とはいえ、事業会計はすべて福祉にかかわる会計であるから、繰出金を福祉に対する経費として扱うことで、事業会計を考慮しないで財政収支を計測できる。

以上が杉並区財政収支モデルの概要である。次節からは、歳出ブロックと歳入ブロックにわけて、財政収支モデルの推計式の内容について個々に解説をしてゆこう。一般的に推計式は、左辺が被説明変数、右辺が説明変数となっており、説明変数によって被説明変数を説明することが推計の目的となる。

章末の資料3には、それぞれの推計式が掲載されている。なお、DUMはダミー変数を意味しており、たとえばDUM9907であれば、平成7年度(1999年度)から平成19年度(2007年度)までを1、それ以外を0とするダミー変数となる。ダミー変数は、増減税などの制度変更などを表現するために用いられる。

## 2.2. 歳出ブロック

歳出ブロックでは、人件費、物件費、扶助費、補助費等、繰出金を想定する。

第一に、人件費の総額を、杉並区の職員一人あたり人件費と職員数に分解し、前者を推計する方法を採る。職員一人あたり人件費は、一人あたりの国内総生産に依存すると想定する。人件費の総額は、推計された職員一人あたり人件費に職員数を乗じることで得られる。

第二に、物件費は経常一般財源に依存すると考える。経常一般財源とは、特定財源とは異なる一般財源の歳入項目を集計したものである。具体的には、特別区民税、軽自動車税、区たばこ税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、自動車取得交付金、地方消費税交付金、交通安全交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲与所得割交付金、財政調整交付金、財政調整特別交付金、地方特例交付金、その他の一般財源の合計である。同様に、補助費等についても、経常一般財源によって推計した。

第三に、扶助費は、高齢者扶助費、児童扶助費、その他扶助費の3つに分解した。高齢者扶助費については、杉並区の65歳以上の高齢者一人あたり高齢者扶助費を被説明変数とし、一人あたり国内総生産で説明した。つまり、一人あたりの豊かさが高まれば、一人あたりの高齢者福祉費も増えると考えた。推

計された高齢者一人あたり高齢者扶助費に高齢者数を乗じることで、高齢者扶助費が推計される。

次に、児童扶助費については、杉並区の措置児童数で除算することで、措置児童一人あたり児童扶助費を被説明変数とし、先と同様に一人あたりの国内総生産で説明した。最後に、その他扶助費については、杉並区の人口で除算することで、人口一人あたりその他扶助費を被説明変数として、一人あたりの国内総生産を説明変数とする。その他扶助費の総額は、一人あたりその他扶助費に杉並区人口を乗じて推計できる。

第五に、繰出金は、普通会計から事業会計への支出であるが、事業会計はすべて福祉関係の会計であるから、高齢者数を説明変数とした。また、公債費については、今後の償還予定など、杉並区の償還計画にもとづいたデータを将来予測として利用した。

最後に、投資的経費（一般財源充当）については、投資計画に依存するために、過去からの推移によって推計することは適当ではない。そのため、基本的には名目経済成長率によって予測を行った。ただし、現時点で予定されている施設改修・改築費および PFI 事業への支出が十分に賄えるかどうかについて、計画をもとにチェックし、賄えない年については、計画通りにまかなえるように、その金額を投資的経費に加算する形で補正を行った。

## 2.3. 歳入ブロック

歳入ブロックでは、特別区税、譲与税、交付金、その他一般財源を推計する。特別区税には、特別区民税、軽自動車税、たばこ税がある。譲与税には、自動車重量譲与税と地方道路譲与税がある。交付金には、自動車取得税交付金、地方消費税交付金、交通安全対策特別交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、財政調整交付金、地方特例交付金がある。

第一に、特別区民税の税収は、総所得金額と杉並区人口を説明変数とした。総所得金額は所得割、人口は均等割に対応すると考えられる。ここで、特別区民税を総所得金額の一次関数に特定しているのは、平成 19 年度（2007 年度）の住民税改革によってフラット化が導入されたためである。

第二に、軽自動車税の税収は、先と同様に、総所得金額と杉並区人口を説明

変数とした。ここでは、所得と人口の増加が軽自動車を増やす要因だと考えている。また、区たばこ税の税収は、国内総生産を説明変数とした。

第三に、自動車重量譲与税と地方道路譲与税は、国内総生産の一次の項と二次の項を説明変数とした。すなわち、日本全体の国内総生産が増えれば、自動車数も増え、自動車重量譲与税も増えると想定している。

第四に、交通安全対策特別交付金は、一人あたり国内総生産と杉並区人口を説明変数とした。一人あたりの豊かさと、杉並区の人口に依存して交通安全対策特別交付金が増えると想定している。

第五に、地方消費税交付金は、家計最終消費支出を説明変数とした。消費が増えれば、地方消費税交付金が増えると考えられる。なお、過去の消費譲与税のデータも被説明変数として含めている。

第六に、起債発行による歳入は見込んでいない。

最後に、推計式によらず、他の方法で予測を行う変数がいくつかある。その変数については、資料2に将来予測の方法が示されている。推計式を利用しない理由には、説明変数の選択が難しく、選択できたとしても推計式の当てはまり度合いが悪いといったことがある。このような場合、たとえば名目経済成長率などの一定比率によって、将来予測を行っている。

## 2.4. 財政調整交付金などその他の変数

以上で、歳出ブロックと歳入ブロックの主要な項目についての推計式を解説した。残るは、財政調整交付金といくつかの経済社会変数に関する推計式である。

東京都の財政調整交付金は、一般的な地方自治体に対する地方交付税交付金と同様の仕組みをもっている。財政調整普通交付金は、基準財政需要額と基準財政収入額の差額から得られる。そのため、以下では、基準財政需要額と基準財政収入額を推計する。

まず、基準財政需要額は、前年度の算定対象経常経費と投資的経費で説明される。ここで、算定対象経常経費とは、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費、繰出金の合計である。

次に、基準財政収入額は、前年度の特別区民税、軽自動車税、たばこ税、利

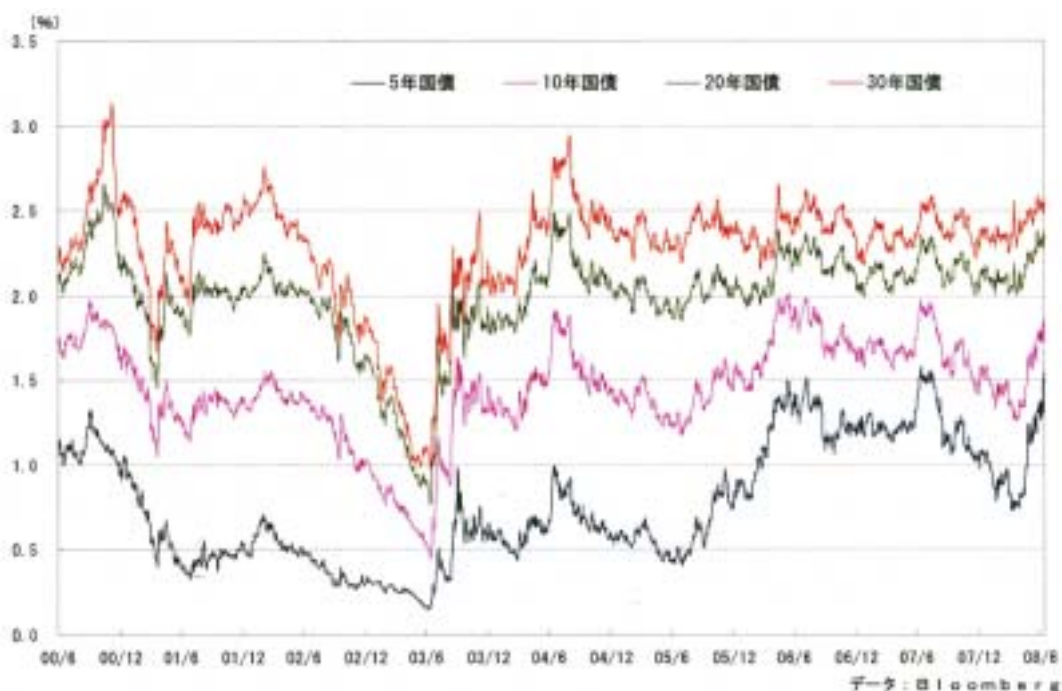
子割交付税、配当割交付税、株式譲渡所得割交付税、地方消費税交付金、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、交通安全対策特別交付金を説明変数とした。

さて、経済社会変数のなかで、総所得金額と家計最終消費支出については、国内総生産を説明変数とすることで推計しておく。また、将来予測にとって、重要な変数となる杉並区の人口については、過去は現実のデータ、将来は杉並区役所による将来人口推計の結果（中位推計：死亡率一定）を利用する。全国人口については、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来人口推計』（2006年12月）の中位推計（死亡中位）の結果を用いた。

また、職員数の将来予測については、杉並区「行財政計画実施プラン」による職員数の推移を反映し、計画が想定している期間が終わったのちは、杉並区人口の伸び率によって予測を行う。すなわち、人口が少なくなれば、職員数も削減されると考える。

名目金利は、積立金残高を運営する際の収益率にもなる変数である。積立金残高に名目金利を乗じた金額は財産収入として、歳入のその他一般財源を構成する。予測の仮定として、将来の名目金利は1.5%を基準とする。

図2 国債の利回り推移（平成12年6月～平成20年6月）



積立金の運用収益ともいえる名目金利の基準を 1.5% に設定したのは、次のような理由によっている。仮に、もっとも保守的に積立金を運用するとすれば、国債などの公共債による運用が考えられる。図 2 には、過去の国債の利回りの推移が示されているが、たとえば 10 年国債であれば、安定的に 1.5% 以上の利回りは確保できることがわかる。近年では、5 年国債でも、1.5% 以上の利回りとなっている。

また、表 1 には、国内公共債の債券利回りを示している。国債以外の政府保証債や地方債についても、おおむね 5 年債券からは、1.5% の利回りを確保できることがわかる。これらの理由により、ここでは 1.5% の名目金利を基準として想定した。

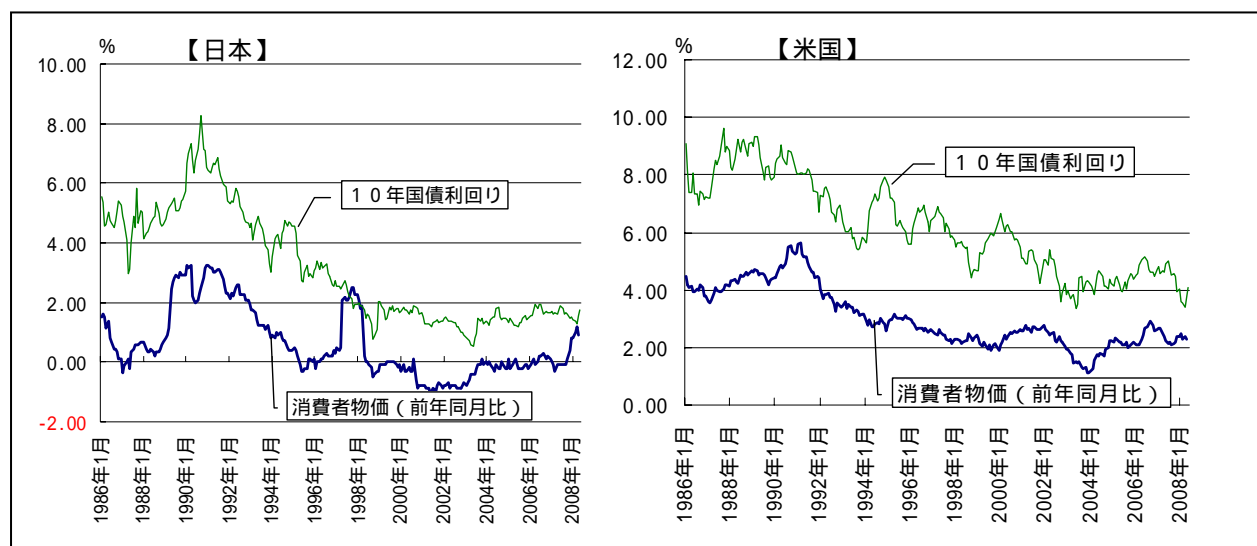
なお、図 3 のとおり、過去 20 年の長期国債の利回りは、一時的に逆転現象が起こったことはあるが、基本的に消費者物価(インフレ率)を上回っており、このトレンドは半世紀遡っても変わらない。このことから、長期国債の利回りは中長期的に見れば、インフレリスクを吸収できるといえる。

表 1 国内公共債の債券利回り(平成 20 年 6 月 13 日現在) 単位:%

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	7 年	8 年	9 年	10 年	20 年	30 年
国債	0.729	1.201	1.183	1.367	1.544	1.677	1.671	1.793	1.871	2.383	2.575
政府保証債 (公営企業)	0.834	1.080	1.281	1.503	1.628	1.804	1.862	1.967	1.945	2.576	2.804
地方債 (東京都債)	0.939	1.155	1.361	1.549	1.690	1.821	1.813	1.944	1.952	2.500	2.680

備考) データは Bloomberg より入手

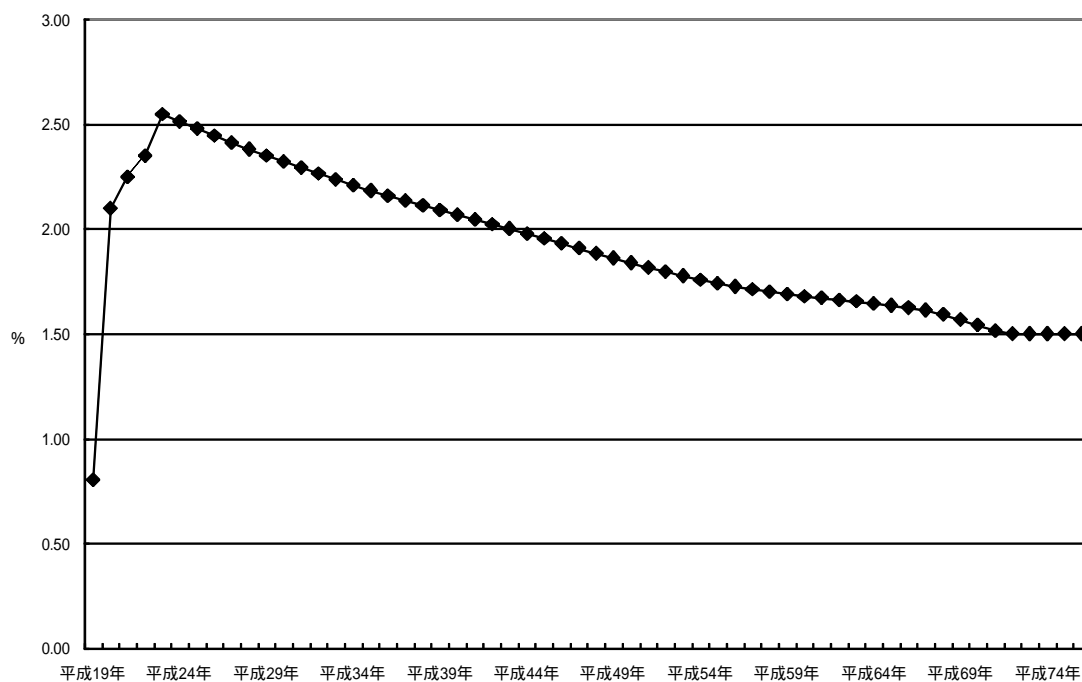
図 3 インフレ率と国債利回りとの関係





次に、名目経済成長率については、図4のような推移を想定する。平成19年(2007年)から平成23年(2011年)は、内閣府「進路と選択」(平成20年(2008年)1月)の想定を平均化している。平成24年(2012年)以降については、全国人口の伸び率を減らしつつ、将来的には名目金利を下回らないと考え、長期的には名目経済成長率と名目金利が一致すると想定した。

図4 名目経済成長率の推移の想定(金利1.5%のケース)



さて、以上が杉並区財政収支モデルの内容である。最後に、近年の制度改革の影響をできるだけ盛り込む。まず、仮に今後、法人住民税の一部が国税化され、地方に再配分されるなどの改革が行われた場合、財政調整普通交付金が減額されると考えられる。その際の減収額を30億円と想定し、平成21年度(2009年度)以降に財政調整普通交付金をこの金額だけ減額する。また、道路特定財源である揮発油税などの暫定税率が、平成20年(2008年)4月の1か月間、適用されなかったことが、杉並区の歳入に影響をもたらすと考えられる。しかしながら、現時点では、どのぐらいの影響なのか不明なので、こちらについては残念ながら考慮できない。

### 3. 杉並区財政収支モデルによる予測

前節で与えられた杉並区財政収支モデルをもとにして、本節では将来予測を行う。なお、予測においては、説明変数のデータを導入したときに得られる被説明変数の値が、データ上の最終年である平成19年度(2007年度)の実際のデータに合うように、それぞれの推計式の定数項を調整した。このような定数項調整を施すことで、データ上の初年度となる平成19年度(2007年度)において、計算上のずれが生じないようにしている。以下では、分析結果の図から読み取れることを解説する。

図5は、主な歳入の推移を示している。特別区民税は名目経済成長率で総所得金額が伸びるにしたがって増える。その一方で、財政調整交付金などは、特別区民税ほどは増加しない。

図5 主な歳入の推移

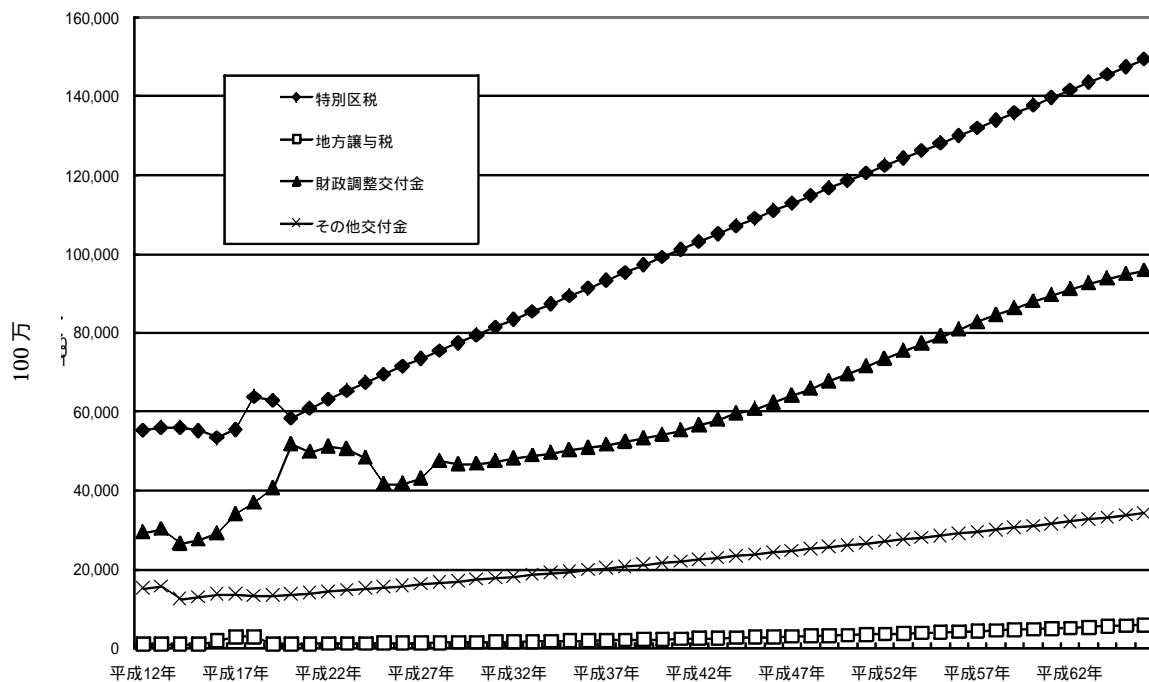


図6 主な歳出の推移

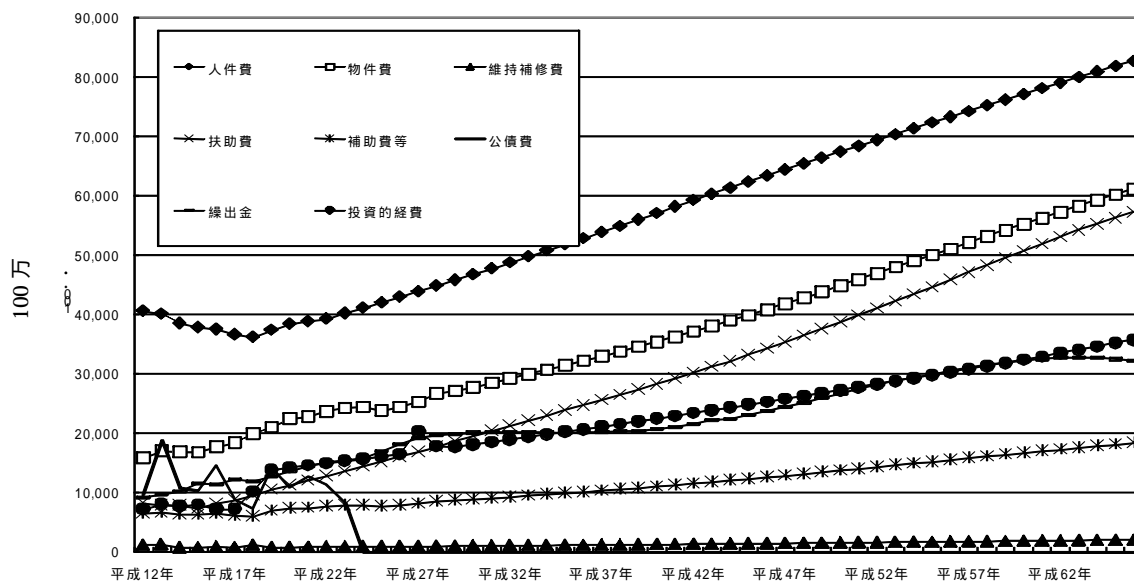


図7 積立金（収支差）の推移

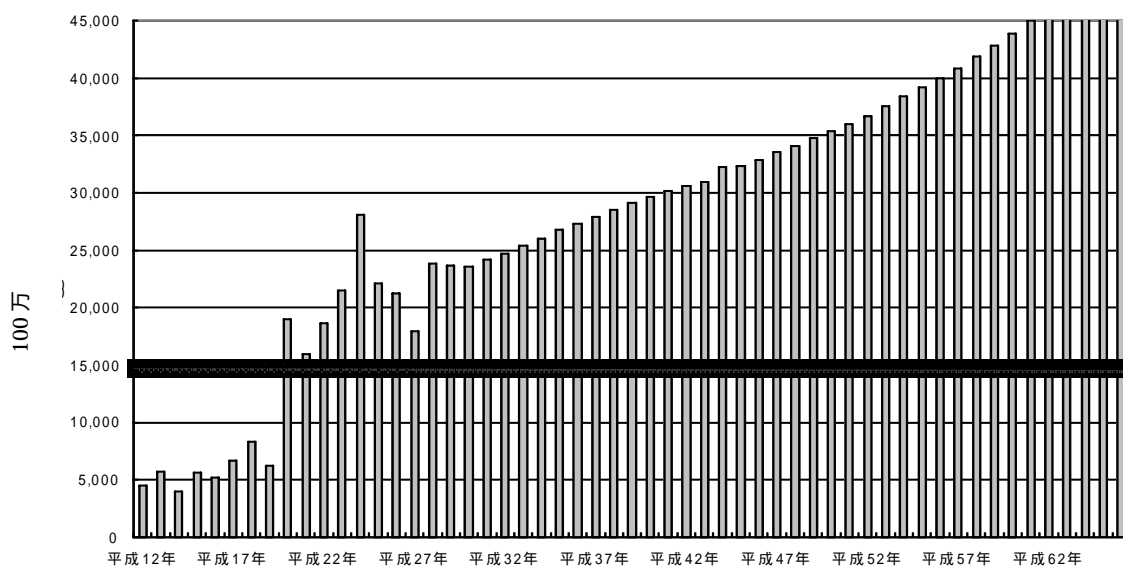


図6は、主な歳出の推移を示している。歳出項目でもっとも大きいのは人件費である。ほとんどの歳出項目が増加するが、もっとも大きな伸び率を示すのは扶助費である。図には示されていないが、なかでも高齢者扶助費の伸び率は際立って大きい。その結果、将来的に、扶助費は総額で物件費を抜き、歳出項目のなかで2位を占めるようになる。

さて、以上の歳入と歳出の差を求めることで、フローの積立金（収支差）を得ることができる。それを示したのが図7である。全体的な傾向として、積立金（収支差）は増加してゆく傾向にある。なお、杉並区の現時点の財政規模は約1,500億円であるが、その10分の1の150億円を基準にして横線を引いている。

図8 積立金残高の推移

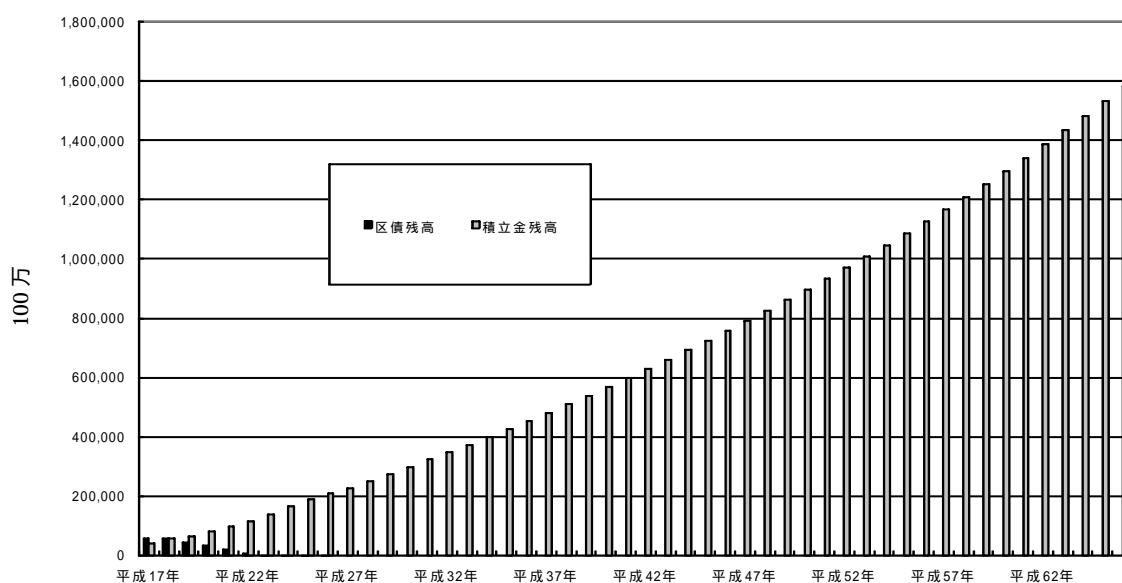


図8は、ストックの積立金残高の推移である。積立金残高も、全体的に増加する傾向にある。杉並区の地方債の償還計画によると、平成23年度（2011年度）に地方債を償還し終える。したがって、その後は、純粋に積立金残高が増えてゆくことになる。

なお、積立金（収支差）を歳出予算規模で除算すれば、歳出予算のなかで、どの程度の割合を積立金（収支差）に割り当てることがわかる。結果は、平成20年度（2008年度）から30年度（2018年度）は12%程度、平成30年以降（2018年度以降）は8%から10%となった。すなわち、逆にいえば、ほぼ10%の積立金（収支差）を毎年生み出せば、上記の将来予測に近くなると考えられるが、杉並区は、平成11年度以降、徹底した行財政改革の取り組みにより、行政サービスの維持・向上を図りつつ、予算の1割以上を基金の積立と区債の償還に充てており、これを持続することで、積立金を継続的に生み出すことができる。

#### 4．杉並区財政収支モデルによる減税シミュレーション

さて、杉並区では減税自治体構想は実現可能なのだろうか。これをシミュレーションによって検証するためには、前述のモデルをもとにして、具体的な減税の方法と時期を考える必要がある。ここでは、減税対象となる租税を特別区民税とする。さらに、下記の表2にあるように、現時点を平成20年度(2008年度)としたときに、10年後および20年後の減税を考えるケースを想定した。

表2 特別区民税の減税シミュレーションの想定

	減税の内容
減税ケース	名目金利1.5%のもとで、10年後の平成30年度(2018年度)に特別区民税を現状に比べて10%減税し、さらに20年後の平成40年度(2028年度)に特別区民税を現状に比べて15%減税する

現在の特別区民税の税率は6%であるから、仮に税率の軽減によって一律に減税がなされるのであれば、10年後の平成30年度(2018年度)の税率は5.4%( $=6\% \times 0.9$ )、20年後の平成40年度(2028年度)の税率は5.1%( $=6\% \times 0.85$ )となる。また、10%の減税規模は約60億円となる。

なお、現時点を平成20年(2008年)としたとき、10年後の平成30年(2018年)の住民の年齢は次の表3の通りとなる。ここで、昭和35年(1960年)生まれの世代は、10年後の平成30年(2018年)に58歳であるから、まだ定年を迎えていない。本章で想定する減税ケースは、おおむね昭和35年(1960年)あたりの世代から若い世代の特別区民税を減税する政策だと考えることができる。

表3 10年後の住民の年齢(平成20年から平成30年)

	平成20年(2008年)の年齢	平成30年(2018年)の年齢
昭和35年(1960年)生まれ	48歳	58歳
昭和45年(1970年)生まれ	38歳	48歳
昭和55年(1980年)生まれ	28歳	38歳
平成2年(1990年)生まれ	18歳	28歳

なお、昭和 35 年（1960 年）生まれ以降の世代に対して減税を行うことの根拠をひとつ掲げよう。補論 2 にも示したように、税制と社会保障の世代別の受益と負担を計測したときに、彼ら以降の世代は受益よりも負担が大きくなる。彼ら以前の世代は、逆に受益よりも負担が小さい。このような世代間の受益と負担の格差を考えたとき、減税のターゲットとなる世代については、ひとつの考え方として、昭和 35 年（1960 年）生まれ以降の世代を考えることができるのではないと思われる。

なお、減税シミュレーションを実施するにあたり、注意すべき点がある。財政調整普通交付金は、基準財政需要額と基準財政収入額の差額で計算されており、基準財政収入額の算定基礎には標準税率が用いられている。そのため、本章の減税シミュレーションにおいては、特別区民税の減税を行ったとしても、特別区民税が標準税率で徴収されていると仮定したときの税収を計算し、それを基準財政収入額に算入することで、杉並区の減税によって財政調整普通交付金が増えることを避けた。

以上の設定のもとで、財政収支モデルにおいて、減税ケースのシミュレーションを行った。主な歳入の推移が図 9 である。10 年後の減税によって、特別区民税の税収が平成 30 年度（2018 年度）に減少していることがわかる。また、財政調整交付金は、減税しても増えないように計算が行われていることが確認できる。

次に、図 10 は積立金（収支差）の推移である。減税を行わない基本ケースに比較して、減税ケースでは減税分だけ積立金（収支差）が減るものの、先に基準とした 150 億円を割り込むことは、ほとんどない。したがって、図 11 においても、積立金残高は順調に増えてゆく。すなわち、本節で想定された減税の実現可能性を、杉並区財政収支モデルにおいて確認できたことになる。

図9 主な歳入の推移（減税ケース）

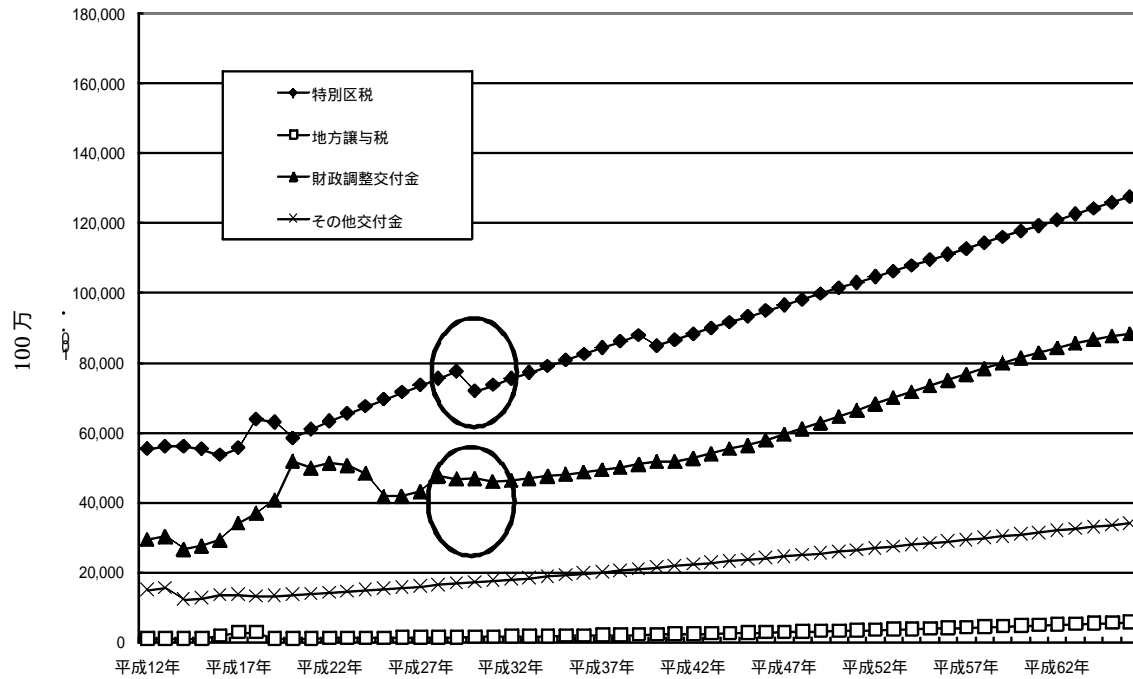


図10 積立金（収支差）の推移（基準ケースと減税ケースの比較）

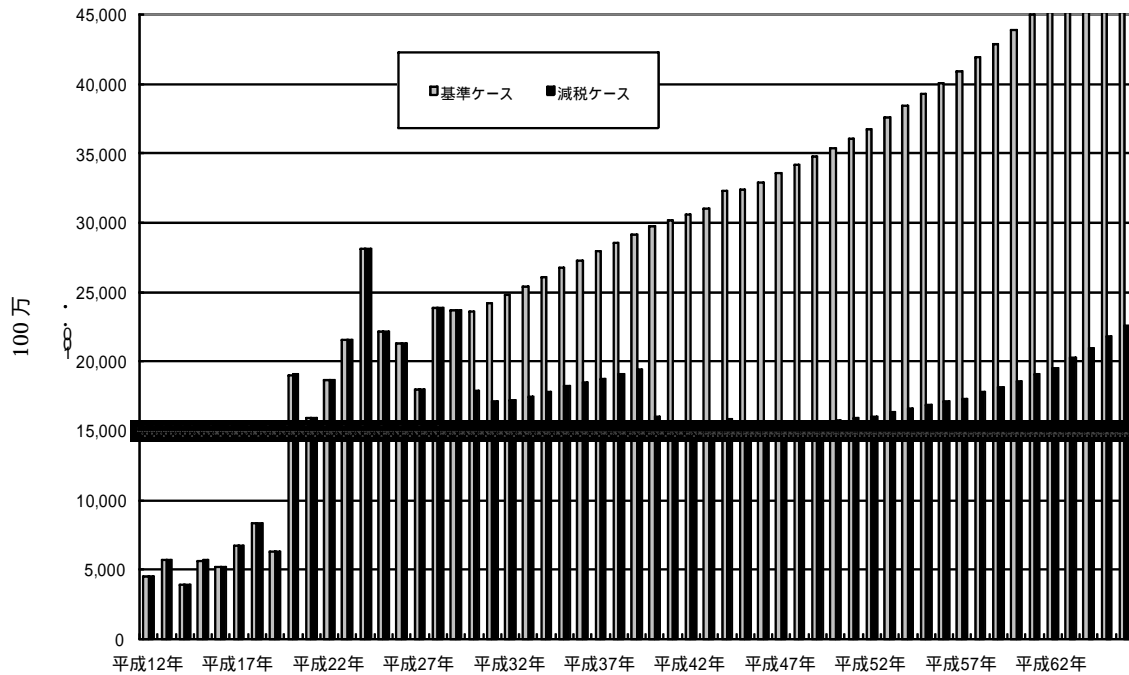
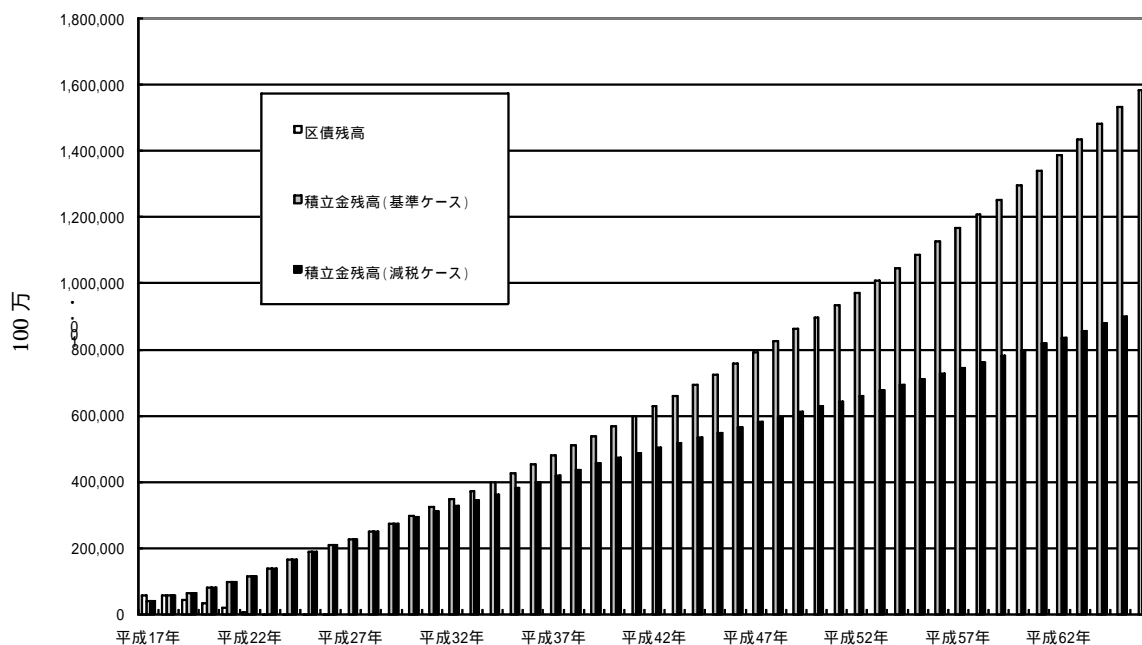


図 11 積立金残高の推移（基準ケースと減税ケースの比較）



## 5. まとめ

以上の分析結果から、積立金残高を 1.5%の金利で運用し、過去から現在までの杉並区で行われてきた行政の水準を持続するのであれば、10年後の平成30年度（2018年度）に10%、さらに20年後の平成40年度（2028年度）に15%の特別区民税の減税は、計算上可能である。すなわち、この意味での減税自治体構想は実現可能であることが、予測において示唆された。

なお、本章の杉並区財政収支モデルによるシミュレーションは、あくまで過去から現在までのデータにもとづく予測であり、自然災害や極端な人口流入といった予期せぬ事態は考慮されていないことに留意しなければならない。また、モデルの精緻化は常に求め続けなければならない。そのため、財政収支モデルの見直しや、データなどの更新を継続的に続ける必要がある。



補論 1 . 杉並区財政の過去 30 年の実績と将来予測（基準ケース）との比較

この補論では、本章で行った財政収支モデルによる将来予測の数字を、過去 30 年の杉並区財政の実績と比較して、将来予測の数字がどのくらい妥当なのかを検証する。

図 12 過去 30 年の当初予算と特別区税の実績

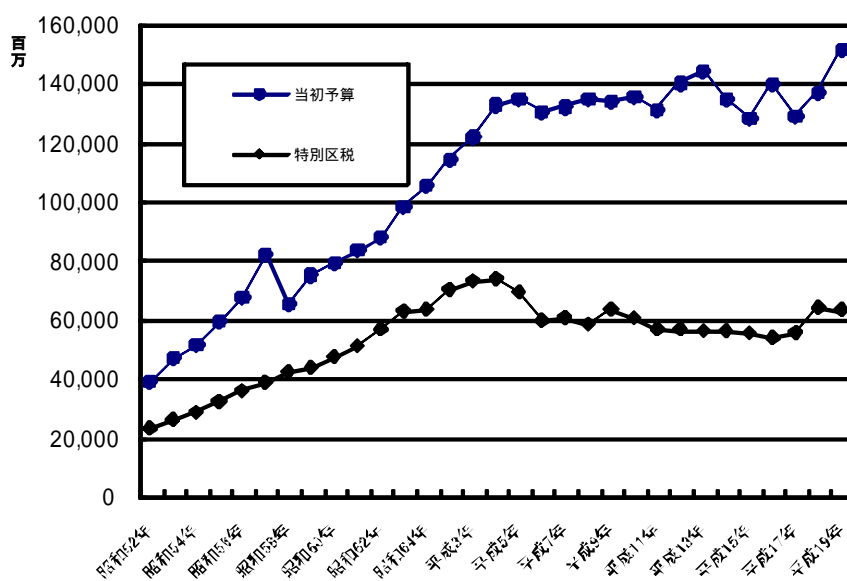
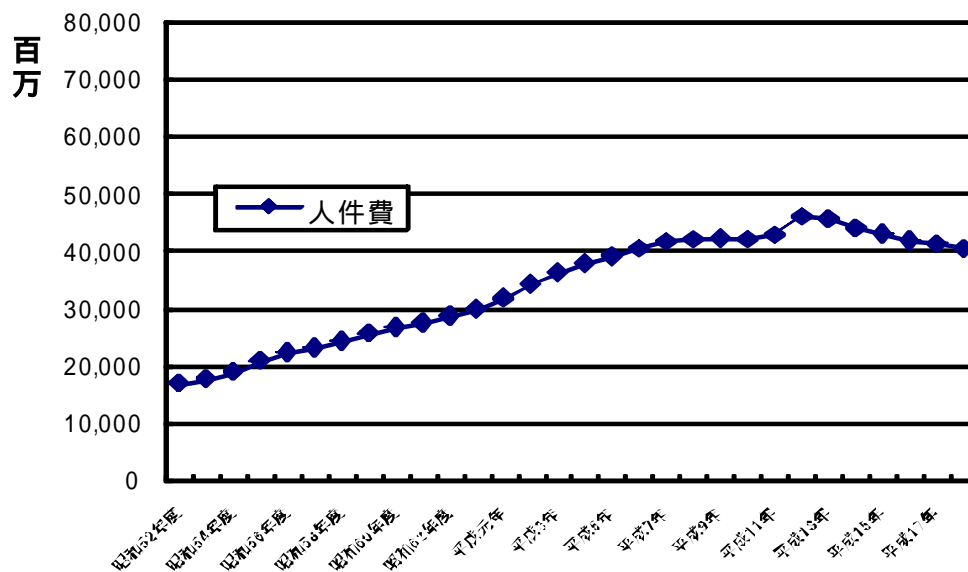


図 13 過去 30 年の人件費の実績



まず、図 12 には過去 30 年の当初予算と特別区税の実績が示されている。また、図 13 には、同じく過去 30 年の人件費の実績が示されている。

ここで、表 4 のように、過去 30 年と将来 30 年について、両者の倍率をとることで比較してみよう。まず、特別区税は過去 30 年に約 2.7 倍だけ伸びたが、財政収支モデルによる将来予測においては、将来 30 年に約 1.9 倍の増加となっている。一方、人件費は過去 30 年に約 2.4 倍だけ増加したが、将来 30 年は約 1.8 倍の増加となった。

表 4 特別区税と人件費の過去 30 年と将来 30 年の比較

	特別区税		人件費	
過去 30 年の推移 (昭和 52 ~ 平成 19 年度)	約 230 億円	約 630 億円 約 2.7 倍に増加	約 167 億円	約 403 億円 約 2.4 倍に増加
将来予測 (平成 20 ~ 平成 50 年度)	約 651 億円	約 1217 億円 約 1.9 倍に増加	約 365 億円	約 655 億円 約 1.8 倍に増加

このように、将来 30 年の予測は、過去 30 年の実績に比べ、かなり抑えた伸びになっており、この点からも本章の財政収支モデルによる将来予測は、ある程度妥当性があると考えられる。

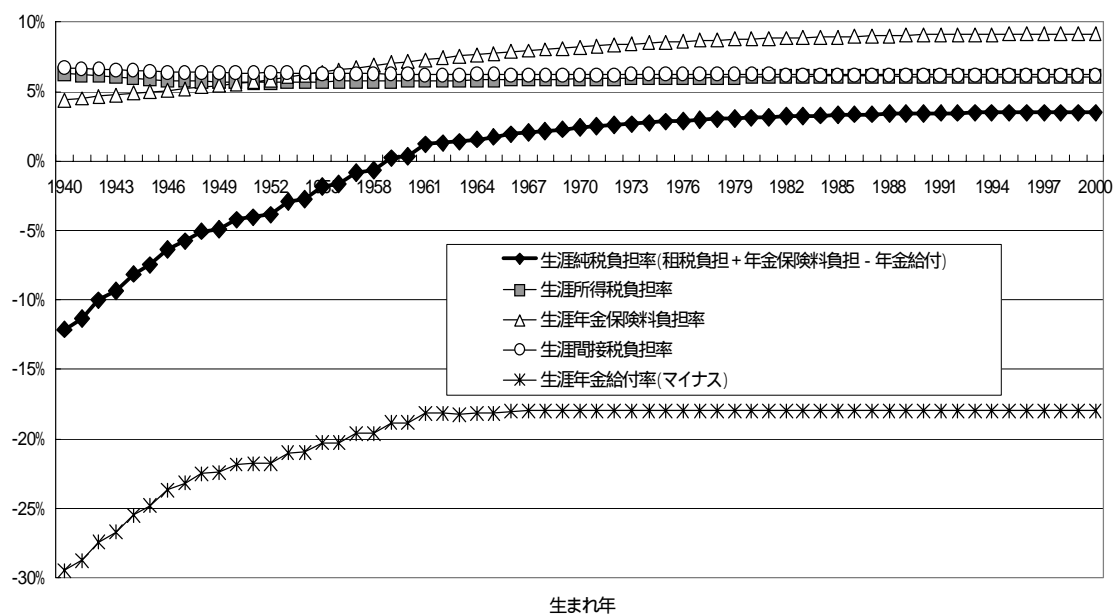
## 補論 2 . 世代別の受益と負担

上村(2008)は、家計の税負担と公的年金の保険料を負担とし、公的年金の受給を受益としたとき、世代別の受益と負担を計測している。それによると、生涯所得税率( = 生涯所得税負担額 / 生涯所得 ) と生涯間接税負担率( = 生涯間接税負担額 / 生涯所得 ) は、世代を通してほぼ一定であるが、生涯年金保険料負担率( 生涯年金保険料負担額 / 生涯所得 ) は新しい世代ほど大きくなる。さらに、マイナス項目で評価する生涯年金給付率( = 生涯年金給付額 / 生涯所得 ) は、新しい世代ほどマイナスの幅が小さく、むかしの世代に比べて年金給付額が低いことがわかる。

この研究によると、生涯純税負担率( = ( 租税負担額 + 年金保険料負担額 - 年金給付額 ) / 生涯所得 ) は、古い世代はマイナスであり、新しい世代ほどブ

ラスになる。プラスになることは、受益よりも負担が大きいことを意味する。また、1960 年生まれ世代が、プラスとマイナスの分岐点になっていることがわかる。すなわち、公的な租税と公的年金を考えたとき、1960 年の前に生まれた世代と、後に生まれた世代には、生涯負担率での格差が横たわっていることになる。また、内閣府(2003,2005)『経済財政白書』においても同様の世代別の受益と負担に関する試算がなされ、同様のことが指摘されている。

図 14 世代別の受益と負担



備考) 上村敏之(2008)「世代間の公的な負担率、限界税率、純税率の計測：消費課税と所得課税の役割分担」『会計検査研究』第37号より引用。

## 第3章 構想の実現に向けて

### 1. 行財政改革と財政規律の保持を車の両輪に

杉並区は、山田区長就任以来、毎年、平均して予算の約12%を基金の積立と区債の償還に充て、平成11年度比で、基金残高を485億円増やす一方で、区債残高を488億円減らし、平成23年度末までにゼロにする計画を立てるまでに至った。(平成19年度末現在)これはまさに、この間の区の徹底した行財政改革の取組の大きな成果と評価することができる。今回、本研究会の区民税減税シミュレーションにおいて、10年後に10%、さらに20年後には15%の減税が十分可能であるという結果を得ることができたが、これも、これまでの区行財政改革の取組の成果によるものということができる。

同時に、減税自治体構想は、予算を全て使い切るのではなく、その一定割合を積立にまわしていくというものであり、当然、そうした財政運営の前提として、今後とも継続して行財政改革に取り組んでいくことが必要不可欠である。その上で、真の住民ニーズを見極め、必要なところに、必要かつ十分な資源を配分し、予算の一層の効率的かつ効果的執行を行わなければ、予算が余っていると区民に批判に答えることはできず、区民の信頼を得ることはできない。言い換えれば、減税自治体構想実現のためには、真の区民ニーズの見極めと不断の行財政改革、すなわち財政規律の保持が必要不可欠の条件となるということである。

### 2. 積立・運用の仕組みづくり

区民と行政が共に行財政改革に努力した結果が、「減税自治体構想」の実現という形で結実すれば、行政サービスに対する区民の関心がさらに高まるとともに、構想の意義でも示したように、区民相互の連帯感の醸成や区への愛郷心の高揚につながることを期待できる。

そのためには、今後、以下のことを検討し、具体化していく必要がある。

第一に、毎年予算の一定額を意識的に積み立てていく仕組みと積立金の運用方法・運用体制の構築である。その際、減税シミュレーションについては、当初の見通し通りに展開されているかどうかを定期的に検証し、事前推計と事後

の乖離があれば、その原因を明らかにし、推計方法や前提を見直すルールが必要である。また、シミュレーションの検証と積立金の運用に当たっては、専門家の活用も含めた体制づくりを検討すべきである。

第二に、長期的な積立と運用に当たっての区民への透明性の確保である。運用成績についても、短期的には予想外の事態が発生する可能性もあり、国債での運用でも、金融市場の状況によっては、完全にリスクから逃れることはできないことから、一定の短期・中期で評価し、区民に説明していく仕組みが不可欠である。

第三に、例えば、大規模災害時への対応など、その時の判断で積立金を取り崩す、いわゆる「政策オプション」発動のルールづくりである。どのようなケースにどれだけ取り崩すかことができるかということを予め定めておく必要がある。

### 3．区債発行の考え方

可能な限り将来世代に負担を残さないことが現役世代の責任であり、区は、区債残高を平成 23 年度末にゼロにした後も、いわゆる赤字区債である減税補てん債は、原則として発行しない考えに立つべきである。ただし、一般に、長期にわたり世代を超えて負担を求めることが、受益と負担の関係上、望ましいと考えられている、いわゆる建設債のようなものまで、将来にわたり一切発行しないという規制を設けることは、財政運営上、現実的ではないと考える。

一概に言うことはできないが、均衡財政の原則のもと、財政規模や他の施策とのバランスを十分考慮の上で、例えば、償還財源の見通しが確実に講じられる場合には、建設債に限り発行することができるといった柔軟な対応を可能とする余地を残しておくべきと考えるが、今後、検討されたい。

### 4．区民の理解に向けて

これまで述べてきたように、「減税自治体構想」には、使い切り型予算への挑戦、財政規律の持続的な確保、将来世代への正の遺産の継承などをはじめ、一石何鳥にもなる様々な意義がある。また、今後の地方分権社会、その下における地方税財政制度のあり方にも一石を投じる側面を持ち合わせるのがこの構想

である。

しかし、その一方で、「積み立てるお金があるのなら今のサービスの充実に使うべきである」、「予算の一定額を積み立てにまわすことで、行政サービスの質が落ちるのではないか」という疑問や懸念の声があることも事実である。

研究会では、構想に対する主な意見や疑問について、Q & Aで考え方を示しているが、区は、こうした区民の声を踏まえ、今後、構想の具体化に向けて、「減税自治体構想」が、今か将来かという二者択一の政策ではなく、区が今後とも効率的な行政運営に努めることにより、現在の行政需要にも的確に応えつつ、将来を見通して一定額を積み立てていく構想であること、積立金は、大規模災害時などの緊急時には現在世代の区民に対しても還元されるものであることなど、構想の内容をわかりやすく丁寧に説明し、広くその意義の共有を図っていく必要がある。

そして、区と区民が、また区民同士が、構想実現に向けたプロセスにおいて、広く杉並区の自治のあり方を含め、活発な議論を行うこと自体にも大きな意義があるということが出来る。この研究会の報告が、区民を広く巻き込んだ議論の礎となることを期待するものである。

# < 巻 末 資 料 >

- 1 減税自治体構想に対する疑問や意見と研究会の考え方（Q&A）
- 2 杉並区財政収支モデル
- 3 杉並区の財政状況の推移
- 4 杉並区が行財政改革の主な取組と成果
- 5 杉並区減税自治体構想研究会設置要綱
- 6 杉並区減税自治体構想研究会委員名簿
- 7 研究会開催経過
- 8 減税自治体構想に関連する法令・規定





## 1 減税自治体構想に対する疑問や意見と研究会の考え方(Q&A)

### 【構想の意義】

Q1 減税自治体構想にはどのような意義があるのですか。

A1 減税自治体構想には、「使い切り予算への挑戦」、「財政規律の持続的な確保」、「世代を超えた政策決定の実現」、「積立金の弾力的な活用による政策オプションの拡大」など、自治体の財政運営上の多くの意義があります。加えて、現役世代が毎年一定額を積み立てて将来世代に正の遺産を残すことによる「世代を超えた区民の連帯感の醸成」、「区への愛郷心や自治意識の高揚」、「区のブランド力の向上」など、財政運営面以外にも様々な意義があると考えています。

### 【構想と区の財政状況】

Q2 全国では財政状況が厳しい自治体も多い中で、杉並区が減税自治体構想を掲げることができるのはなぜですか。

A2 杉並区も、平成11年度当時は、借金にあたる区債残高が900億円近くまで膨らむ一方で、貯金にあたる基金残高は底をつく、非常に厳しい財政状況にありました。こうした状況の中で、杉並区では、徹底した行財政改革に取り組み、平成19年度までに、歳出決算額の約12%、額にして約1,000億円を、基金の積立と区債の償還に充て、財政の健全化を図ってきました。減税自治体構想は、こうしたこれまでの行財政改革の成果を土台にして、今後とも杉並区が不断に効果的・効率的な行政運営に努めていくことによってはじめて可能になる構想です。

### 【将来の減税と現在の行政サービスとの関係】

Q3 将来の減税を行うために、今の行政サービスの質が落ちることはないのですか。

A3 減税自治体構想は、今か将来かという二者択一の政策ではなく、杉並区が今後とも効率的な行政運営に努めることにより、現在の行政需要にも的確に応えつつ、将来を見通して一定額を積み立てていくという構想です。

### 【受益と負担の関係】

Q4 現在の住民が納めた税金は、受益と負担の関係から、原則として現在のサービスの充実に使うのが筋ではないのでしょうか。

A4 受益と負担の関係を「現在」という点で捉えるのではなく、一定期間の「時間軸」の中で捉えれば、受益と負担の関係は保たれていると考えられます。また、行政サービスの充実に言えば際限がありませんが、将来にわたって、景気の動向に左右されない安定的な財政運営を行うためには、必要な福祉水準は確保しつつ効率的な行財政運営に努め、一定額を積み立てていくことの意義は大きいと考えます。

### 【毎年度積み立てていく理由】

Q5 毎年一定額を積み立てることができるのであれば、貯めるのではなく、今すぐ減税すればいいのではないですか。

A5 単年度の減税では、ともすれば「可能であれば」の範囲に留まってしまうのに対して、将来の減税に備えて毎年度一定額を積み立てていくという財政運営は、財政規律の持続的な確保につながります。同時に、「財政のダム」を築くことで強固な財政基盤が確立し、中長期的に安定的な財政運営が可能になると考えます。

## 【減税のメリット】

Q6 10%の減税では、一部の高所得者を除いてたいした金額にならず、メリットは少ないのではないのでしょうか。むしろ、今のサービスの充実を図ることの方が効果的ではないですか。

A6 減税にかかる行政コストや住民税が比例税であることは考慮する必要があると思いますが、減税の方法論としては、定率減税以外にも様々な方法があり、工夫の余地はあると考えます。また、行政サービスは多かれ少なかれ、そのサービスの恩恵に預かる人が偏るものですが、減税は、区民にもっとも一律に還元できる方法だと考えられます。

## 【区債発行の考え方】

Q7 区債は、世代を超えて使われる施設等を建設する際に発行が認められている「建設債」も含め、今後一切発行しないということですか。世代間の公平性という観点から、それは妥当と言えるのでしょうか。

A7 地方債は、後年度の長期にわたる財政負担を伴うことから、原則として発行が禁じられています。しかし、学校や公園のように世代を超えて使う施設等を建設する際には、例外的に発行が認められています。こうした「建設債」のようなものまで、将来にわたり一切発行しないとするのは、ご指摘のとおり世代間の公平性の観点からみて、妥当性を欠くものと考えます。ただし、安易な発行は厳に慎むべきであり、発行にあたっては、財政規模や他の施策とのバランスを十分考慮の上で、例えば、償還財源の見通しが確実に講じられる場合に限り発行するといった対応が望ましいと考えます。

## 【1.5%以上の利回りの確保】

Q8 一方で安全性を確保しながら、他方で1.5%以上の利回りを生み出すことが現実的に可能なのですか。

A8 もっとも堅実な運用として考えられる国債等の公共債で運用したとしても、これまでの推移から、中長期的な視点に立って運用を行えば、1.5%以上の利回りの確保は十分可能であると考えます。

## 【インフレリスクへの対応】

Q9 年々、物価が上昇し、相対的に貨幣価値は下がっていくので、貯めることは実質的に資産を減少させることになるのではないですか。

A9 過去半世紀を遡っても、一時的に逆転現象が起こったことはありますが、基本的に国債の利回りは消費者物価上昇率(インフレ率)を上回っており、資産を減少させることにはならないと考えます。

## 【積立金の弾力的な活用と減税の継続性との関係】

Q10 積立金を大規模災害時の復興資金として弾力的に活用する場合、積立金残高を取り崩してしまえば、減税は継続できなくなるのではないのでしょうか。

A10 どのようなケースにどのくらい取り崩すかというルールは予め定めておく必要がありますが、ルールに基づいて取り崩した結果、減税が一時中断することがあってもやむを得ないと考えます。

【地価・家賃と減税効果との関係】

Q11 杉並区が独自に住民税の減税を行えば、杉並に住みたい人が増え、区のブランド力が高まるとい  
う効果が期待できますが、その一方で、地価・家賃が上がり、減税効果が相殺されてしまう可能性  
や人口増により新たな行政コストが発生する可能性もあるのではないのでしょうか。

A11 減税が区の人口や地価等にどのような影響を与えるかは、減税の方法や規模によって変わって  
くるものであり、現時点で具体的な予測は困難ですが、人口が増加すれば税収がアップするとい  
う側面もあり、少なくとも、ご指摘のことによって構想が無効になることはないと考えます。

【減税後の転入者と従来からの区民との関係】

Q12 減税後に転入してくる人たちは、いきなり減税の恩恵に預かる形になる、いわゆる「フリーライ  
ダー」になり、従来から住み続けている人との間に不公平が生じるのではないのでしょうか。

A12 減税後の転入者は、確かに転入時点からすぐに減税の恩恵に預かる形になりますが、それ以降  
は納税者として次世代を支えることになり、単純に「フリーライダー」と捉えることは適切ではない  
と考えます。

【都区財政調整制度との関係】

Q13 東京都と特別区は、大都市の一体性を確保するため、都区財政調整制度により、都区間及び特  
別区相互間の財源調整を行っています。杉並区が独自に減税を行うことが制度に影響を与え  
ることはないのですか。

A13 各区の財源不足額に応じて配分される都区財政調整交付金は、基準財政需要額と基準財政収  
入額の差によって求められますが、基準財政収入額の算定基礎には特別区民税の標準税率  
(6%)が用いられています。そのため、区がこの税率を下げるにより減税を行ったとしても、財  
政調整交付金の算定には直接の影響はないと考えられます。研究会の減税シミュレーションにお  
いても、減税による減収は財政調整交付金によって補てんされないという想定に立っています。

## 2 杉並区財政収支モデル

### 1 . 変数名リストとデータ利用期間

- ・国内総生産 GDP (10億円) 1980 - 2007
- ・家計最終消費支出 CP (10億円) 1980 - 2007
- ・全国人口 POPZ (1,000人) 1975 - 2007
- ・総所得金額 PINCOME (1,000円) 1978 - 2007
- ・杉並区人口 POPS (人) 1975 - 2007
- ・特別区民税 KUMINZ (1,000円) 1975 - 2007
- ・軽自動車税 KEIJIZ (1,000円) 1975 - 2007
- ・区たばこ税 TABAKOZ (1,000円) 1975 - 2007
- ・自動車重量譲与税 CARJO (1,000円) 1975 - 2007
- ・地方道路譲与税 ROADJO (1,000円) 1976 - 2007
- ・自動車取得税交付金 CARKOFU (1,000円) 1975 - 2007
- ・地方消費税交付金(消費譲与税) CTAXKOFU (1,000円) 1989 - 2007
- ・交通安全対策特別交付金 KOTUKOFU (1,000円) 1975 - 2007
- ・利子割交付金 RISIKOFU (1,000円) 1988 - 2007
- ・配当割交付金 HAITOKOFU (1,000円) 1975 - 2007
- ・株式譲与所得割交付金 KABUKOFU (1,000円) 1975 - 2007
- ・財政調整普通交付金 ZAICHOKOFU (1,000円) 1975 - 2007
- ・財政調整特別交付金 ZAICHOSKOFU (1,000円) 1975 - 2007
- ・地方特例交付金 TOKUKOFU (1,000円) 1975 - 2007
- ・基準財政需要額 KIJUNZAI (1,000円) 1975 - 2007
- ・基準財政収入額 KIJUNSHU (1,000円) 1975 - 2007
- ・その他一般財源 OTHER (1,000円) 1984 - 2007
- ・経常一般財源 KEJO (1,000円) 1975 - 2007
- ・高齢者数 ROJIN (人) 1975 - 2007
- ・措置児童数 JIDO (人) 1984 - 2007
- ・職員数 SHOKUIN (人) 1975 - 2007
- ・人件費 JINKEN (1,000円) 1975 - 2007
- ・扶助費 FUJO (1,000円) 1975 - 2007
- ・高齢者扶助費 RFUJO (1,000円) 1984 - 2007
- ・児童扶助費 JFUJO (1,000円) 1984 - 2007
- ・その他扶助費 SFUJO (1,000円) 1984 - 2007
- ・物件費 BUKEN (1,000円) 1975 - 2007
- ・維持補修費 IJIHOSH (1,000円) 1975 - 2007
- ・補助費等 HOJO (1,000円) 1975 - 2007
- ・公債費 KOSAI (1,000円) 1975 - 2007
- ・繰出金 KURID (1,000円) 1975 - 2007
- ・算定対象経常経費 SANTEIKEIHI (1,000円) 1975 - 2007
- ・投資的経費 TOSHI (1,000円) 1975 - 2007
- ・ダミー変数 DUMxxyy 19xx (20xx) - 19yy (20yy) の系列が1でその他が0

## 2. データの出所および将来予測の方法

データ	データの出所および将来予測の方法
国民総生産	内閣府『国民経済計算』を利用。2007年を含めた将来は名目経済成長率を利用して予測。
家計最終消費支出	内閣府『国民経済計算』を利用。将来は推計式で予測。
全国人口	国立社会保障・人口問題研究所(2006)『日本の将来推計人口』の推計結果(中位推計:死亡中位)を利用。
杉並区人口	杉並区役所による将来人口推計の結果(中位推計:死亡率一定)を利用。65歳以上の人口を高齢者数、5歳以下の人口を児童数としている。
措置児童数	杉並区役所のデータによる。将来については児童数の伸び率を利用して予測。
総所得金額	杉並区の課税所得データを利用。将来は推計式で予測。
職員数	杉並区役所のデータによる。将来については、行財政計画実施プランによる職員数を反映し、その後は杉並区人口の伸び率を利用して予測(人口が少なくなれば職員数も削減)。
名目経済成長率	平成19年(2007年)~平成23年(2011年)については、内閣府「進路と戦略」(平成20年(2008年)1月)より、「経済が一定程度の回復を続け、14兆3,000億円の歳出削減を実施する場合」と「経済が減速し、歳出削減が11兆4,000億円にとどまる場合」の平均を利用。平成24年(2012年)以降については、平成23年(2011年)の名目経済成長率をベースにして、全国人口の減少率だけ減らすことで予測。ただし、名目金利を下回らないと想定。
名目金利	平成29年(2017年)以降、1.5%に固定。
職員一人あたり人件費 一人あたり扶助費	将来の一人あたりGDPは名目経済成長率を利用して予測。
維持補修費	杉並区決算報告書を利用。将来は名目経済成長率により予測。
投資及び出資金・貸付金	杉並区決算報告書を利用。将来は名目経済成長率により予測。
自動車取得税交付金	杉並区決算報告書を利用。将来は名目経済成長率により予測。
利子割交付金	杉並区決算報告書を利用。将来は名目経済成長率により予測。
配当割交付金	杉並区決算報告書を利用。将来は名目経済成長率により予測。
株式等譲与所得割交付金	杉並区決算報告書を利用。将来は名目経済成長率により予測。
財政調整普通交付金	杉並区決算報告書を利用。法人二税改革にともなう財政調整交付金への影響については、平成21年(2009年)以降に30億円(将来は名目経済成長率によって増加)の減額を考慮。
財政調整特別交付金	杉並区決算報告書を利用。将来は、平成15年(2003年)~平成18年(2006年)の財政調整交付金に占める財政調整特別交付金の割合(1.511%)を固定して予測。
地方特定交付金	杉並区決算報告書を利用。将来は名目経済成長率により予測。
その他一般財源	杉並区決算報告書を利用。積立金残高から得られる財産所得(利子収入)以外の部分について、将来は名目経済成長率により予測。
積立金残高	杉並区決算報告書を利用。過去の積立金残高(基金残高)も考慮。将来は積立金(収支差)を積立金残高に積み立て。
投資的経費	杉並区決算報告書を利用。将来は名目経済成長率により予測。ただし、将来に予定されている施設改修・改築費およびPFI事業への支出が十分に賄えるかどうかをチェックしている。賄えない場合は、その金額を投資的経費に加算している。
その他の財政変数	杉並区決算報告書を利用。将来は推計式により予測。

### 3 . 推計式の結果

・職員一人あたり人件費 ( JINKEN / SHOKUIN )

= - 529.9381 + 2223.369 \* ( 国内総生産 GDP / 全国人口 POPZ )

( - 1.548129 )( 21.65387 )

+ 983.5855 \* DUM9907

( 6.581877 )

推計期間 1980 - 2007  $R^2 = 0.972996$  D.W. = 1.056395

・人件費 JINKEN = 職員一人あたり人件費 \* 職員数 SHOKUIN

・物件費 BUKEN = - 4248693 + 0.189962 \* 経常一般財源 KEJO

( - 1.881301 )( 8.728436 )

推計期間 1984 - 2007  $R^2 = 0.775935$  D.W. = 0.765750

・経常一般財源 = 特別区民税 KUMINZ + 軽自動車税 KEIJIZ + 区たばこ税 TABAKOZ + 自動車重量譲与税 CARJO + 地方道路譲与税 ROADJO + 自動車取得税交付金 CARKOFU + 地方消費税交付金 CTAXKOFU + 交通安全対策特別交付金 KOTUKOFU + 利子割交付金 RISIKOFU + 配当割交付金 HAITOKOFU + 株式等譲与所得割交付金 KABUKOFU + 財政調整普通交付金 ZAICHOKOFU + 財政調整特別交付金 ZAICHOSKOFU + 地方特例交付金 TOKUKOFU + その他一般財源 OTHER

・補助費等 HOJO = - 1521174 + 0.054091 \* 経常一般財源 KEJO

( - 1.816143 )( 6.157888 )

+ 1555575 \* DUM9907

( 5.029400 )

推計期間 1984 - 2007  $R^2 = 0.892512$  D.W. = 1.007138

・高齢者一人あたり高齢者扶助費 ( RFUJO / ROJIN )

= - 30.84736 + 22.70838 \* ( 国内総生産 GDP / 全国人口 POPZ )

( - 1.669514 )( 4.382484 )

- 47.47103 \* DUM9907

( - 9108440 )

推計期間 1984 - 2007  $R^2 = 0.798008$  D.W. = 1.378293

・高齢者扶助費 RFUJO = 高齢者一人あたり高齢者扶助費 \* 高齢者数 ROJIN

・措置児童一人あたり児童扶助費 ( JFUJO / JIDO )

= - 50.33923 + 21.02306 \* ( 1 + DUM9907 ) \* ( 国内総生産 GDP / 全国人口 POPZ )

( - 2.699180 )( 4.021871 )

- 56.96345 \* DUM9907

( - 2.375746 )

推計期間 1984 - 2007  $R^2 = 0.791538$  D.W. = 0.528258

・児童扶助費 JFUJO = 措置児童一人あたり児童扶助費 \* 措置児童数 JIDO

・人口一人あたりその他扶助費 ( SFUJO / POPS )

$$= - 3.0326659 + 2.398839 * (1 + DUM9907) * (国内総生産 GDP / 全国人口 POPZ)$$

$$(- 2.285768) (6.450847)$$

$$- 6.894394 * DUM9907$$

$$(- 4.041878)$$
 推計期間 1984 - 2007  $R^2 = 0.893634$   $D.W. = 1.005353$

・その他扶助費 SFUJO = 人口一人あたりその他扶助費 \* 杉並区人口 POPS

・扶助費 FUJO = 高齢者扶助費 RFUJO + 児童扶助費 JFUJO + その他扶助費 SFUJO

・繰出金 KURID = - 7723740 + 179.2675 \* 高齢者数 ROJIN  
( - 5.230557 )( 7.078127 )

$$+ 199.4640 * DUM9907 * 高齢者数 ROJIN - 15471499 * DUM9907$$

$$(1.973643) (- 1.794425)$$
 推計期間 1975 - 2007  $R^2 = 0.903242$   $D.W. = 1.174484$

・特別区民税 KUMINZ

$$= - 176761400 + 0.059663 * 総所得金額 PINCOME$$

$$(- 3.702235) (19.42481)$$

$$- 0.007102 * DUM9907 * 総所得金額 PINCOME + 327.7378 * 杉並区人口 POPS$$

$$(- 6.719795) (3.702723)$$

推計期間 1978 - 2007  $R^2 = 0.954836$   $D.W. = 1.202159$

・軽自動車税 KEIJIZ = - 390154.7 + ( 9.74E-05 ) \* 総所得金額 PINCOME  
( - 2.127819 )( 8.678817 )

$$+ 0.768579 * 杉並区人口 POPS$$

$$(2.260982)$$

推計期間 1978 - 2007  $R^2 = 0.797422$   $D.W. = 0.493554$

・区たばこ税 TABAKOZ = 1566832 + 1.583892 \* 国内総生産 GDP  
( 11.25822 )( 4.538482 )

$$+ 461397.7 * DUM9707$$

$$(6.901308)$$

推計期間 1980 - 2007  $R^2 = 0.882281$   $D.W. = 0.965026$

・自動車重量譲与税 CARJO = 491022.4 - 1.250023 \* 国内総生産 GDP  
( 5.803937 )( - 2.768475 )

$$+ 2.62E-06 * GDP^2 + 166343 * DUM0307$$

$$(4.588440) (18.06175)$$

推計期間 1980 - 2007  $R^2 = 0.985256$   $D.W. = 1.428311$

・地方道路譲与税 ROADJO = 391763 - 0.982832 \* 国内総生産 GDP  
( 6.284139 )( - 2.953701 )

$$+ (1.63E-06) * GDP^2 - 72676.67 * DUM0307$$

$$(3.881478) (- 10.70815)$$

推計期間 1980 - 2007  $R^2 = 0.885194$   $D.W. = 1.339730$

・交通安全対策特別交付金 KOTUKOFU  
 = - 295960.8 + 16845.85 \* ( 国内総生産 GDP / 全国人口 POPZ )  
 ( - 2.092184 )( 5.656697 )  
 + 0.623929 \* 杉並区人口  
 ( 2.400754 )

推計期間 1980 - 2007  $R^2 = 0.613525$  D.W. = 2.053457

・地方消費税交付金 CTAXKOFU = - 2941797 + 18.09585 \* 家計最終消費支出 CP  
 ( - 8.02275 )( 10.97455 )  
 + 2930235 \* DUM9707  
 ( 15.90036 )

推計期間 1980 - 2007  $R^2 = 0.975590$  D.W. = 1.004341

・基準財政需要額 KIJUNZAI  
 = 8342279 + 0.804495 \* 算定対象経常経費 SANTEIKEIHI ( - 1 )  
 ( 2.801849 )( 19.46945 )  
 + 0.867001 \* 投資的経費 TOSHI ( - 1 )  
 ( 5.5002275 )

推計期間 1976 - 2007  $R^2 = 0.944313$  D.W. = 0.921279

・算定対象経常経費 SANTEIKEIHI = 人件費 JINKEN + 物件費 BUKEN + 維持補  
 修費 IJIHOSH + 扶助費 FUJO + 補助費等 HOJO + 公債費 KOSAI + 繰出金  
 KURID

・基準財政収入額 KIJUNSHU = 2567833 + 0.513613 \* 特別区民税 KUMINZ ( - 1 )  
 ( 1.240127 )( 6.107891 )  
 + 178.2766 \* 軽自動車税 KELJIZ ( - 1 )  
 ( 4.112745 )  
 + 0.950477 \* ( たばこ税 TABAKOZ ( - 1 ) + 利子割交付税 ( - 1 ) + 配当割交付税 ( - 1 ) )  
 ( 4.866220 )  
 + 株式譲渡所得割交付税 ( - 1 ) + 地方消費税交付金 CTAXKOFU ( - 1 ) )  
 + 自動車重量譲与税 CARJO ( - 1 ) + 地方道路譲与税 ROADJO ( - 1 )  
 + 交通安全対策特別交付金 KOTUKOFU ( - 1 )

推計期間 1977 - 2007  $R^2 = 0.973672$  D.W. = 1.7272793

・財政調整普通交付金 ZAICHOKOFU = 基準財政需要額 KIJUNZAI - 基準財政収入  
 額 KIJUNSHU

・総所得金額 PINCOME = 72493071 + 2280.435 \* 国内総生産 GDP  
 ( 1.119319 )( 15.73177 )

推計期間 1980 - 2007  $R^2 = 0.904932$  D.W. = 0.697275

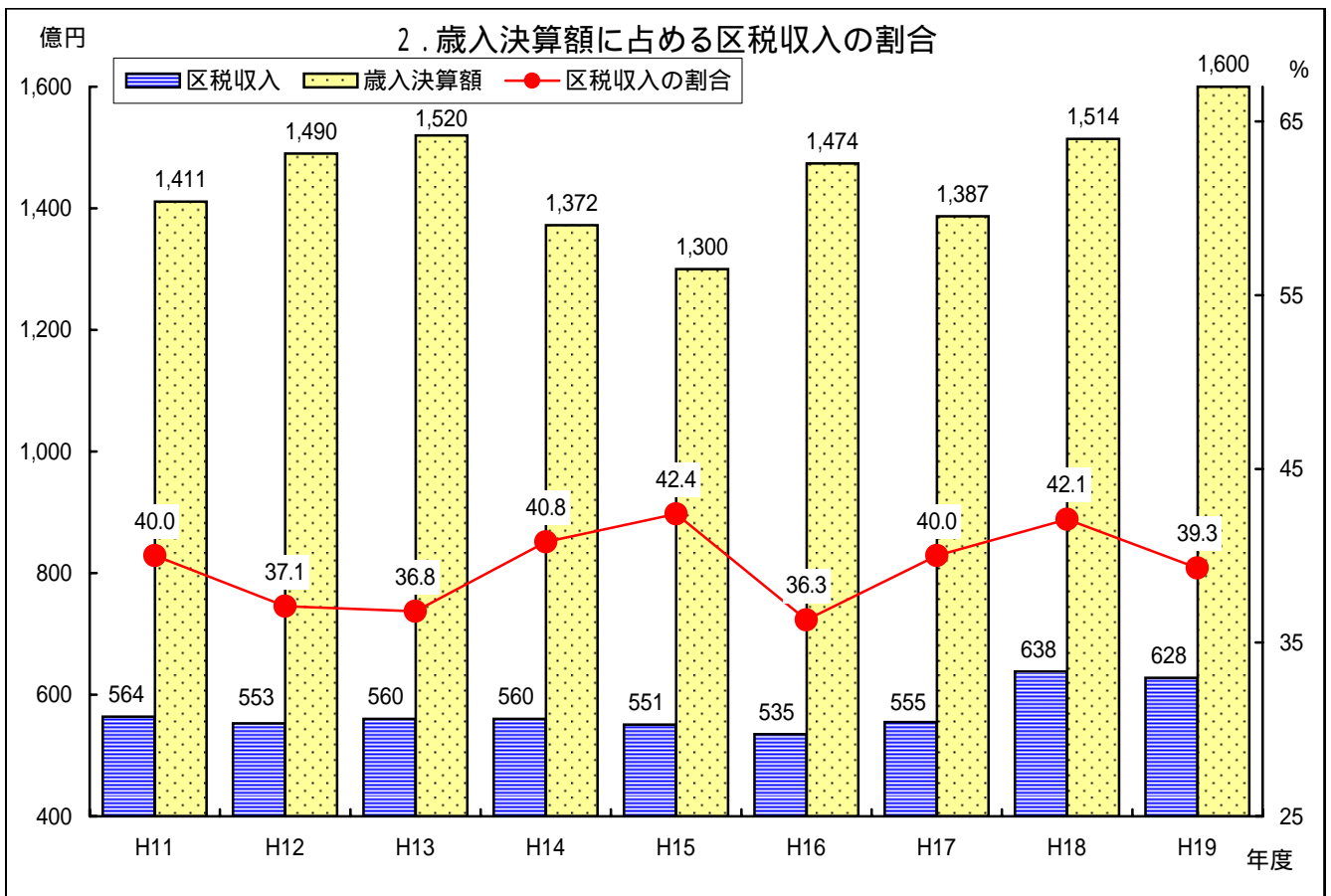
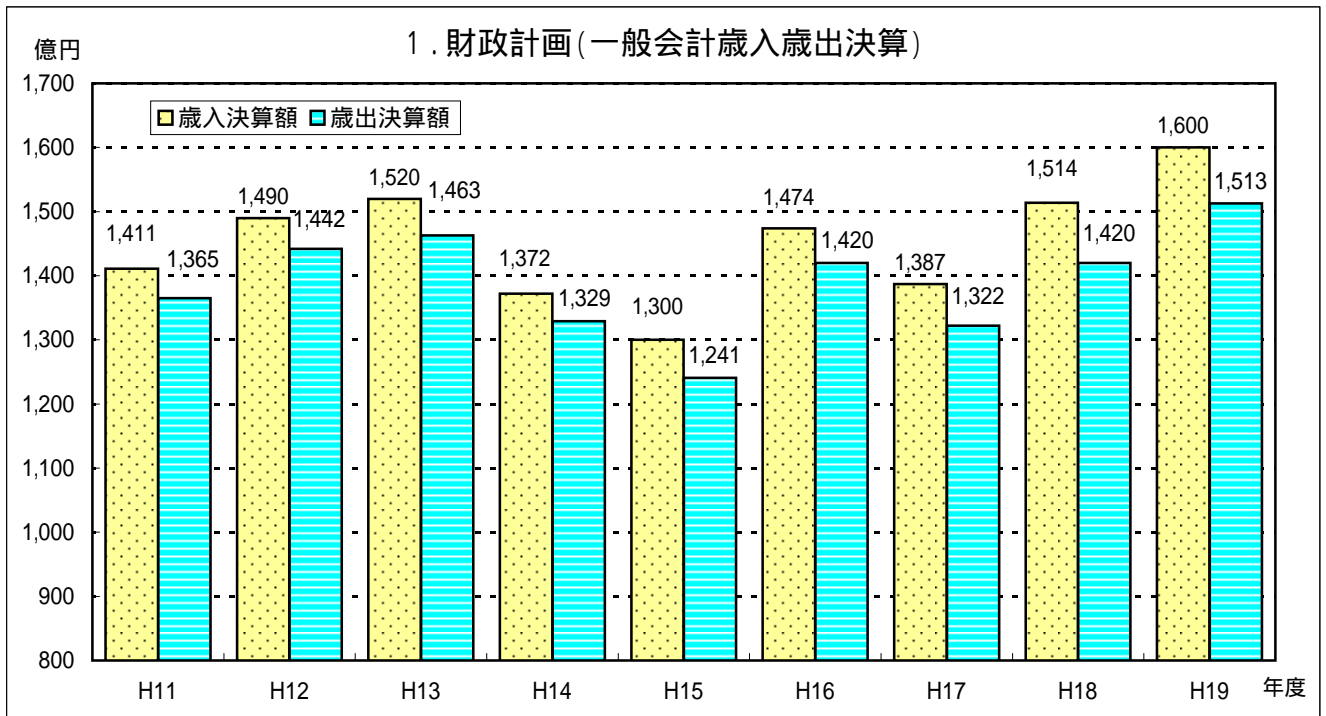
・家計最終消費支出 CP = - 7534.377 + 0.569768 \* 国内総生産 GDP  
 ( - 1.572137 )( 53.11824 )

推計期間 1980 - 2007  $R^2 = 0.990869$  D.W. = 0.420393

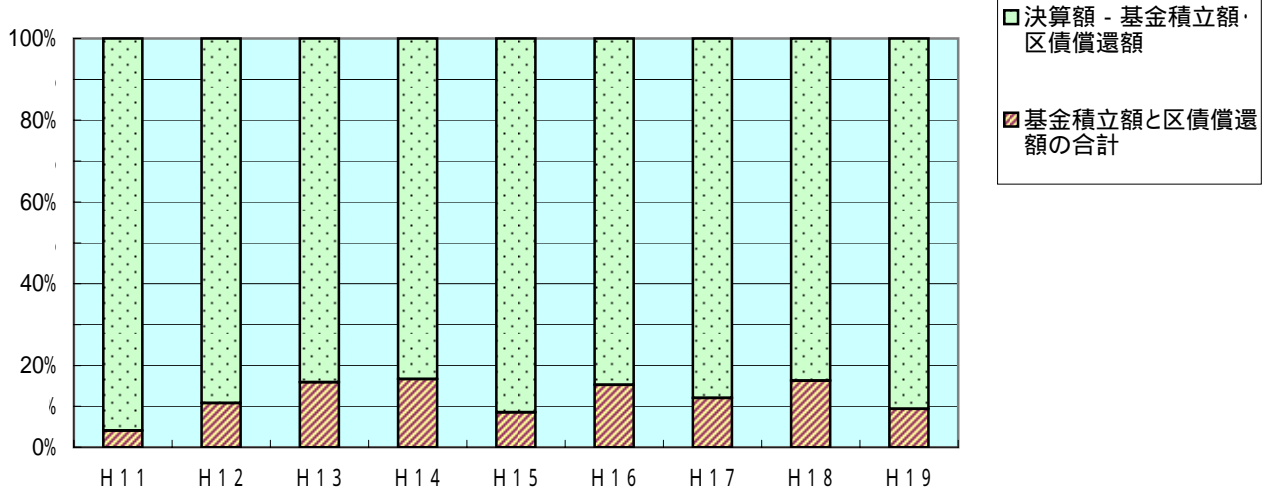
備考)  $R^2$  は自由度調整済決定係数、D.W.はダービンワトソン値、( - 1 ) は前期の変数を意味する。



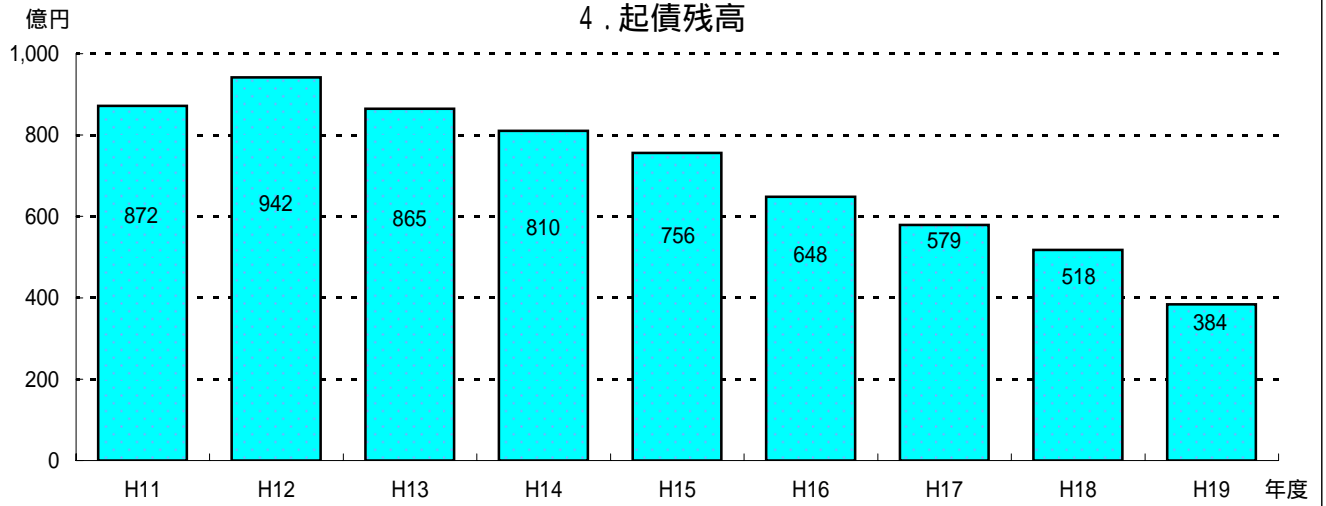
### 3 杉並区の財政状況の推移



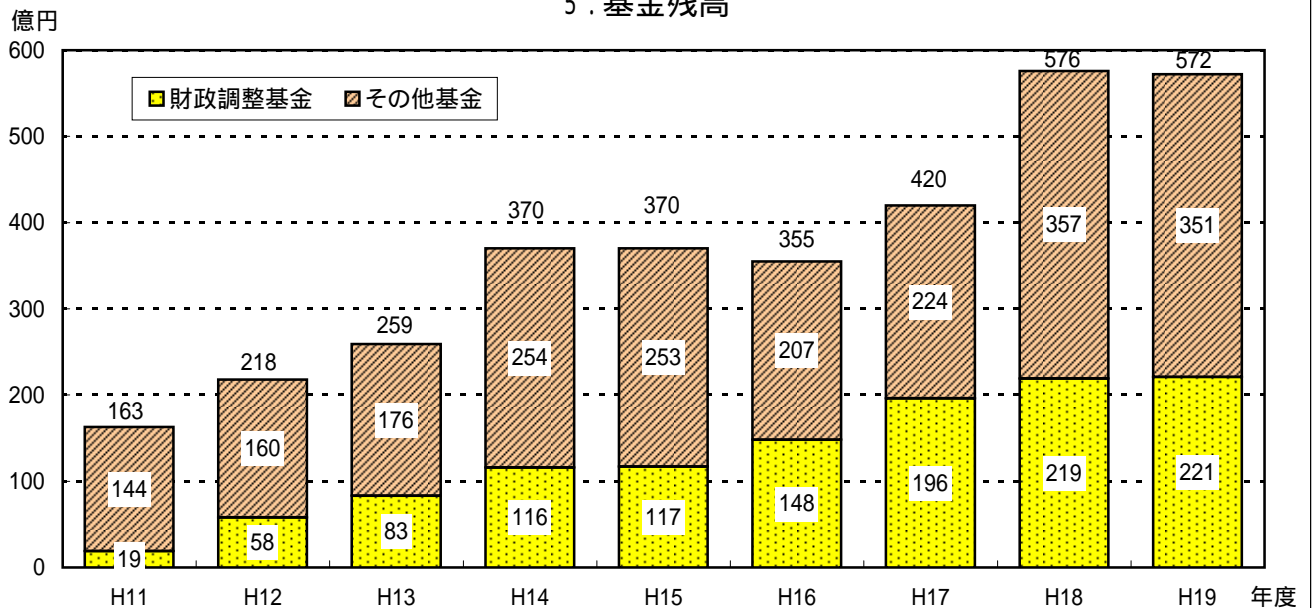
### 3. 歳出決算額に占める基金積立額・区債償還額



### 4. 起債残高



### 5. 基金残高



#### 4 杉並区の行財政改革の主な取組と成果

年度	12	13	14	15	16
計画	緊急プラン	スマートすぎなみ計画(行財政改革実施プラン)			
		第一次プラン		第二次プラン	
効果額 <sup>1</sup>	83.2 億円	36.2 億円	48.0 億円	30.9 億円	39.1 億円
職員数 (人件費比率) <sup>2</sup>	4,716 人 (28.3%)	4,608 人 (29.5%)	4,491 人 (29.4%)	4,379 人 (30.1%)	4,259 人 (27.7%)
協働化率 <sup>3</sup>	-	-	-	31.0%	39.0%
主な取組内容等	<p><b>1 内部努力の徹底</b> (財政効果 28.1億円) 区立学校区費職員など職員定数の削減、組織改編 振替の徹底等による超勤の抑制等各種手当の削減 事務・施設管理コストの削減 まちづくり公社の廃止、文化振興協会と国際交流協会の統合</p> <p><b>2 施策・事務事業の見直し</b> (財政効果 53.6億円) 補助金・分担金のあり方を精査し縮小・廃止等を行った。 所得制限の導入など、各種手当の見直し すぎなみ自然村を民間委託 すぎなみまつりの休止等イベントの見直し</p> <p><b>3 歳入の確保</b> (財政効果 1.5億円) 区税収納率の向上 109,115千円の効果 区有財産の有効活用(6ヵ所について駐車場利用) 23,273千円の効果 学童クラブ利用料徴収制度の導入 19,621千円の効果</p>	<p><b>1 内部努力の徹底</b> (財政効果 13.2億円) 5部制導入、出張所等統廃合など組織機構見直し 超勤手当の削減・職員保養施設の廃止 用品基金廃止など管理的経費の削減</p> <p><b>2 歳入の確保</b> (財政効果 10.8億円) 区税収納率の向上 910,855千円の効果 道路占用料の見直し 113,116千円の効果 大貫寮の売却など区有財産の有効活用 49,730千円の効果</p> <p><b>3 施策の見直し等</b> (財政効果 12.2億円) 学校給食調理委託(9月・3校)等民間委託推進 私立幼稚園保護者負担軽減補助金等補助金等の見直し 各種預託金の廃止等事務事業の見直し</p>	<p>(財政効果 16.7億円) 自動車運転業務の委託化等職員定数の削減 超勤手当の削減、特殊勤務手当の適正化(税務事務担当特別手当廃止) 地域区民センター等(3地域)の運営管理の見直し</p> <p>(財政効果 22.4億円) 区税等の増収(国保収納率下げ止まり等)、収入未済の解消 614,457千円の効果 菅平学園の売却など区有財産の有効活用 1,624,196千円の効果</p> <p>(財政効果 8.9億円) 学校給食調理の委託拡大(7校) 杉並荘、自然村、富士学園、弓ヶ浜学園の民営化 便利帳の発行間隔の変更</p>	<p><b>1 新しい行政経営システムの創出</b> (財政効果 16.5億円) PFI手法の活用(公会堂・ケアハウス) 賃借ビル(プラザFビル)の整理 さんあい公社と社会福祉協議会との統合</p> <p>(財政効果 15.4億円) PFI手法の活用(公会堂)賃借ビル(瑞穂ビル等)の整理 リサイクル協会(環境情報ネットワーク)の運営改善</p> <p><b>3 変化に対応した施策の再構築</b> (財政効果 12.2億円) 菅平学園廃止 高井戸社会教育会館廃止 ひまわり作業所民間委託 地域区民センター等(7地域)の管理運営の見直し 学校給食調理の委託拡大(14校)</p> <p>(財政効果 18.6億円) 消費者センターのあり方の見直し 敬老会館運営の委託拡大(合計6館) 高井戸保育園に指定管理者制度導入 あすなる作業所民間委託</p> <p><b>4 歳入の確保と強固な財政基盤の確立</b> (財政効果 2.2億円) 区税収納率、保育料収納率等未収入金の解消 62,250千円の効果 未利用地(上井草3丁目)の売却など区有財産の有効活用等による歳入確保 158,558千円の効果</p> <p>(財政効果 5.1億円) 区税収納率、保育料収納率等未収入金の解消 165,334千円の効果 区有財産の有効活用 15,966千円の効果 公債費負担軽減(利子回避) 327,794千円の効果</p>	

1 各年度の効果額は、プランの1年目は単年度効果額、2年目以降は、前年度からの累積額(ただし、プランを超えた累積額ではない)

2 退職手当を除く普通会計による割合

2 区が行っている事業のうち、NPOや区民団体と協働して行っているもの、事業の半分以上の業務を委託している事業の割合

年度	17	18	19
計画	スマートすぎなみ計画(行財政改革実施プラン) 第三次プラン		
効果額	16.9 億円	16.5 億円	35.1 億円
職員数 (人件費比率) 2	4,168 人 ( 27.8 %)	4,049 人 ( 25.1 %)	3,710 人 ( 23.6 %)
協働化率 3	44.5%	51.2%	55.1%
主な取組内容等	<p><b>1 区民パワーを活かす施策の展開</b> (財政効果 2.1億円)</p> <p>電子計算組織の運営の見直し 敬老会館の運営(12館) 図書館運営のあり方の見直し 学校警備(39校) 学童擁護(32校) 学校給食調理(23校)</p> <p><b>2 質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立</b> (財政効果 11.5億円)</p> <p>入札制度改革と電子入札の導入 保健所の少数職種の業務の見直し 保育園調理・用務業務 PFI手法の活用(公会堂)</p> <p><b>3 財源の確保と負担の公平化の実現</b> (財政効果 3.3億円)</p> <p>区税収納率、保育料収納率の向上等 141,084千円の効果 介護給付の適正化 公債費負担の軽減(利子回避) 162,427千円の効果</p>	<p>(財政効果 3.8億円)</p> <p>ゆうゆう館の運営(16館) 新泉・松ノ木小学童クラブ民間委託 井草社会教育会館廃止 土木作業の委託化及び公園管理業務の充実 学校警備(42校) 学童擁護(35校) 学校給食調理(27校)</p> <p>(財政効果 9.9億円)</p> <p>入札制度改革と電子入札の導入 障害者福祉会館民間委託 学校用務業務委託(2校) 保育園調理・用務業務</p> <p>(財政効果 2.8億円)</p> <p>区税収納率、保育料収納率の向上 268,570千円の効果 介護給付の適正化</p>	<p>(財政効果 11.2億円)</p> <p>ゆうゆう館の運営(16館) 障害者施設の運営委託等 区立図書館の運営委託等 保育園の指定管理者導入 土木作業の委託化及び公園管理業務の充実 学校警備(44校) 学童擁護(37校) 学校給食調理(32校) 保育園調理・用務業務</p> <p>(財政効果 10.4億円)</p> <p>入札制度改革と電子入札の導入 障害者福祉会館民間委託 学校用務業務委託(4校)</p> <p>(財政効果 13.6億円)</p> <p>区税収納率、保育料収納率の向上 206,945千円の効果 介護給付の適正化 公債費負担の軽減(利子回避) 1,031千円の効果</p>

1 各年度の効果額は、プランの1年目は単年度効果額、2年目以降は、前年度からの累積額(ただし、プランを超えた累積額ではない)

2 退職手当を除く普通会計による割合

3 区が行っている事業のうち、NPOや区民団体と協働して行っているもの、事業の半分以上の業務を委託している事業の割合

## 5 杉並区減税自治体構想研究会設置要綱

平成 19 年 7 月 17 日  
19 杉並第 26052 号

(設置)

第 1 条 杉並区が末永く、安定した発展をしていくための将来を見通した新たな理念・目標となる「減税自治体構想」について調査・研究するため、杉並区減税自治体構想研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 研究会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 「減税自治体構想」の調査・研究に関すること。

(2) その他区長が特に必要と認めること。

(構成)

第 3 条 研究会は、7 名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験者等のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から研究結果を報告する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 研究会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選とする。

2 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は研究会を代表し、会議を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 研究会は、会長が招集する。

2 区長は、必要があると認めるときは、会長に研究会の開催を求めることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会長は、調査・研究に当たり必要な論点整理及び分析等を行うため、委員の中から専門調査委員を指名することができる。

(会議の公開)

第 7 条 研究会の会議は公開とする。ただし、研究会の決定により、非公開とすることができる。

(事務局)

第 8 条 研究会の事務局は、政策経営部企画課及び財政課とする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 19 日から施行する。

## 6 杉並区減税自治体構想研究会 委員名簿

職名等	氏名	備考
会長	くろかわ かずよし 黒川 和美	法政大学大学院 政策創造研究科 教授 (公共経済学 経済政策 都市計画)
副会長 専門調査委員	はやし ひろあき 林 宏昭	関西大学 経済学部 教授 (財政学)
専門調査委員	うえむら としゆき 上村 敏之	関西学院大学大学院 経済学部 准教授 (財政学 公共経済学 社会保障論)
	おおすぎ さとる 大杉 寛	首都大学東京 都市教養学部 教授 (行政学 都市行政論)
	こまむら こうへい 駒村 康平	慶応大学 経済学部 教授 (社会政策)

## 7 研究会開催経過

回	日 程	議 事
第 1 回	平成 19 年 7 月 19 日	1 研究会の検討課題と進め方について 2 減税自治体構想の論点と課題について 3 専門調査委員の指名について
第 2 回	平成 20 年 1 月 28 日	1 減税自治体構想の論点と課題について < 専門調査委員からの報告 > 研究の意義 積み立てと減税の継続可能性 実現に向けての課題 2 今後の進め方について
第 3 回	平成 20 年 7 月 15 日	1 減税自治体構想の論点と課題について 減税自治体構想をめぐる課題 減税自治体構想とこれからの時代の自治体財政 < 専門調査委員からの報告 > 減税自治体構想の意義 積立と減税の継続可能性 2 今後の進め方について
第 4 回	平成 20 年 11 月 4 日	1 研究会報告書（案）について 2 今後の進め方について
第 5 回	平成 21 年 1 月 9 日	1 研究会報告書（案）について

## 8 減税自治体構想に関連する法令規定

地方自治法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 47
地方自治法施行令	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 49
地方税法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 51
地方財政法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 54
地方交付税法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 59
都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例	・・	P 62





地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（歳計剰余金の処分）

**第二百三十三条の二** 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

（現金及び有価証券の保管）

**第二百三十五条の四** 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確實かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

- 2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。
- 3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。

（基金）

**第二百四十一条** 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確實かつ効率的に運用しなければならない。
- 3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
- 5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

地方自治法施行令〔昭和二十二年五月三日号外政令第十六号〕

(歳計現金の保管)

**第百六十八条の六** 会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。

(交付金の交付)

**第二百十条の十二** 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額(以下「基準財政需要額」という。 )が、地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する税、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金(以下この項において「利子割交付金」という。 )、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金(以下この項において「配当割交付金」という。 )、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金(以下この項において「株式等譲渡所得割交付金」という。 )、同法第七十二条の百十五第一項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金(以下この項において「地方消費税交付金」という。 )、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金(以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。 )及び同法第六百九十九条の三十二第一項の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金(以下この項において「自動車取得税交付金」という。 )の収入額並びに地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)及び航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の規定により特別区に譲与するものとされる地方道路譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の額並びに道路交通法(昭和三十一年法律第百五号)附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額につき、特別区が課する税

にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金にあつては同項の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車取得税交付金にあつては同項の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額(以下「基準財政収入額」という。)を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

- 2 各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(以下この項において「財源不足額」という。)とする。ただし、各特別区について算定した財源不足額の合算額(以下「財源不足額合算額」という。)が普通交付金の総額を超える場合においては、次の式により算定した額とする。

当該特別区の財源不足額 - 当該特別区の基準財政需要額 × (財源不足額合算額 - 普通交付金の総額) / 基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区の基準財政需要額の合算額

- 3 各年度において、普通交付金の総額が前項ただし書の規定により算定した各特別区に対して交付すべき普通交付金の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。
- 4 特別交付金は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する。

## 地方税法(昭和二十五年七月三十一日号外法律第二百二十六号)

(用語)

**第一条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方団体 道府県又は市町村をいう。
- 二 地方団体の長 道府県知事又は市町村長をいう。
- 三 徴税吏員 道府県知事若しくはその委任を受けた道府県職員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員をいう。
- 四 地方税 道府県税又は市町村税をいう。
- 五 **標準税率** 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。
- 六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。
- 七 普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによつて地方税を徴収することをいう。
- 八 申告納付 納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。
- 九 特別徴収 地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。
- 十 特別徴収義務者 特別徴収によつて地方税を徴収し、且つ、納入する義務を負う者をいう。
- 十一 申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。
- 十二 納入金 特別徴収義務者が徴収し、且つ、納入すべき地方税をいう。
- 十三 証紙徴収 地方団体が納税通知書を交付しないでその発行する証紙をもつて地方税を払い込ませることをいう。
- 十四 地方団体の徴収金 地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。

- 2 この法律中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する。この場合においては、「道府県」、「道府県税」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」、「道府県知事」又は「道府県職員」とあるのは、それぞれ「都」、「都税」、「都民税」、「都たばこ税」、「都知事」又は「都職員」と、「市町村」、「市町村税」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」、「市町村長」又は「市町村職員」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」、「特別区長」又は「特別区職員」と読み替えるものとする。
- 3 都の市町村及び特別区に対するこの法律の適用については、「道府県知事」とあるのは、「都知事」と読み替えるものとする。
- 4 全部事務組合は、この法律の適用については、一町村とみなす。

(地方団体の課税権)

**第二条** 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

(市町村が課することができる税目)

**第五条** 市町村税は、普通税及び目的税とする。

- 2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。
  - 一 市町村民税
  - 二 固定資産税
  - 三 軽自動車税
  - 四 市町村たばこ税
  - 五 鉱産税
  - 六 特別土地保有税
- 3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。
- 4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。
- 5 指定都市等(第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。)は、目的税として、事業所税を課するものとする。
- 6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。
  - 一 都市計画税
  - 二 水利地益税

- 三 共同施設税
- 四 宅地開発税
- 五 国民健康保険税

7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

(特別区における特例)

**第七百三十六条** 第一条第二項の規定によつてこの法律中市町村に関する規定を特別区に準用する場合においては、第五条第二項中「一 市町村民税 / 二 固定資産税 / 三 軽自動車税 / 四 市町村たばこ税 / 五 鉱産税 / 六 特別土地保有税」とあるのは「一 特別区民税 / 二 軽自動車税 / 三 特別区たばこ税 / 四 鉱産税」と、同条第六項中「一 都市計画税 / 二 水利地益税 / 三 共同施設税 / 四 宅地開発税 / 五 国民健康保険税」とあるのは「一 水利地益税 / 二 共同施設税 / 三 宅地開発税 / 四 国民健康保険税」と読み替えるものとする。

- 2 第五条第五項の規定は、第一条第二項の規定にかかわらず、特別区に準用しないものとする。
- 3 特別区は、特別区民税として第五条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するものを課するものとし、これについては、第三章第一節(法人等の市町村民税に関する部分の規定を除く。)の規定を準用する。



## 地方財政法〔昭和二十三年七月七日号外法律第九号〕

(地方公共団体における年度間の財源の調整)

**第四条の三** 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額(普通税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。)が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた金額(以下「積立金」という。)から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れなければならない。

3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法によつて運用しなければならない。

(地方債の制限)

**第五条** 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

(地方債の協議等)

**第五条の三** 地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

- 2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項に規定する協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る政令で定める公的資金を借り入れることができる。
- 4 総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をした地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。
- 5 地方公共団体が、第一項に規定する協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合は、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。
- 6 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三

項から第五項までに規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債(次条第一項及び第三項から第五項までの規定により許可をする地方債を含む。)の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

- 7 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

**第五条の四** 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

- 一 当該年度の前年度の歳入(政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。)が歳出(政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。)に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額が、政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体
- 二 政令で定める地方債に係る元利償還金(政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。)の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの(以下この号において「準元利償還金」という。)の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法の定めるところにより地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額(特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費の額」という。)との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が、政令で定める数値以上である地方公共団体
- 三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

- 四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの
- 五 前条第一項の規定による協議をせず又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに地方債を起し又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの
- 六 前条第一項の規定による協議をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの
- 2 総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解除するものとする。
- 3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体(第一項各号に掲げるものを除く。)は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。
- 一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するものうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるところのうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの
- 4 普通税(地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。)の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体(第一項各号に掲げるものを除く。)は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣

又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

- 5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの(特別土地保有税を除く。)の税率のいずれかが標準税率未満である場合においては、特別区(第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないものとされるものを除く。)は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。
- 6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から第五項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第三項の規定は、第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。
- 7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

(剰余金)

**第七条** 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

- 2 第四条の三第二項及び第三項並びに第四条の四の規定は、前項の規定により積み立てた金額について準用する。
- 3 前条の公営企業について、歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、第一項の規定にかかわらず、議会の議決を経て、その全部又は一部を一般会計又は他の特別会計に繰り入れることができる。
- 4 第一項及び前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

## 地方交付税法(昭和二十五年五月三十日法律第二百十一号)

(基準財政収入額の算定方法)

**第十四条** 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税(法定外普通税を除く。)並びに自動車取得税及び軽油引取税の収入見込額(利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金(以下「配当割交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金(以下「株式等譲渡所得割交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金(以下「地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金(以下「ゴルフ場利用税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金(以下「自動車取得税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、道路法第七条第三項の市(以下「指定市」という。)を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法第七百条の四十九第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金(以下「軽油引取税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)、当該道府県の地方税法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村

たばこ税に係る交付金(以下「市町村たばこ税都道府県交付金」という。)の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金(以下「都道府県交付金」という。)の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所得税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の特別とん譲与税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)の収入見込額の合算額(指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所得税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の特別とん譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額)とする。

- 2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率（同法第七十二条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十四の七第八項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする。）、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金にあつては国有資産等所在市町村交付金法第三条第一項に規定する率の百分の七十五に相当する率、市町村交付金にあつては同項に規定する率の百分の七十五に相当する率とする。



## 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例

(昭和四三年三月三〇日東京都条例第一五号)

(目的)

**第一条** この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百八十二条第一項及び第二項の規定に基づき、特別区財政調整交付金について必要な事項を定めることを目的とする。

(平一二条例一二・全改)

(用語の意義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 交付金 法第二百八十二条第一項に規定する特別区財政調整交付金をいう。
- 二 基準財政需要額 各特別区の財政需要を合理的に測定するために、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第二百十条の十二の規定に基づき、当該特別区について第九条の規定により算定した額をいう。
- 三 基準財政収入額 各特別区の財政力を合理的に測定するために、令第二百十条の十二の規定に基づき、当該特別区について第十二条の規定により算定した額をいう。
- 四 測定単位 特別区が執行する行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の基準財政需要額を算定するために用いるものをいう。
- 五 単位費用 特別区が合理的かつ妥当な水準において特別区の行政を行なう場合又は特別区の管理する施設を維持する場合に要する経費を基準とし、特別区が収入すべき補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び特別区税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用(当該測定単位の数値につき第十一条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用)で、普通交付金の算定に用いる特別区の行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗ずるべきものをいう。

(基準財政収入額の算定方法)

**第十二条** 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税(地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。)の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金(以下「利子割交付金」という。)、同法第七十一条の四十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金(以下「配当割交付金」という。)、

同法第七十一条の六十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金(以下「株式等譲渡所得割交付金」という。)、同法第七十二条の百十五第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金(以下「地方消費税交付金」という。)、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金(以下「ゴルフ場利用税交付金」という。 )及び同法第六百九十九条の三十二第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金(以下「自動車取得税交付金」という。 )の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)及び航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方道路譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、東京都規則で定めるところにより算定するものとする。

収入の項目	収入見込額の算定の基礎
一 特別区民税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
二 軽自動車税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
三 特別区たばこ税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
四 鉱産税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
五 利子割交付金	前三年度に交付された交付金の額
六 配当割交付金	前三年度に交付された交付金の額
七 株式等譲渡所得割交付金	前三年度に交付された交付金の額
八 地方消費税交付金	前三年度に交付された交付金の額
九 ゴルフ場利用税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十 自動車取得税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十一 地方道路譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十二 自動車重量譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額

十三 航空機燃料譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十四 交通安全対策特別交付金	前三年度に交付された交付税の額

(昭四三条例五八・昭四七条例一五・昭四九条例八一・昭五〇条例七四・昭五一条例五五・昭五二条例五〇・昭五九条例七・昭六一条例九・昭六三条例一三・平元条例二四・平九条例六・一部改正、平一二条例一二・旧第十三条繰上・一部改正、平一六条例八・一部改正)